

第2期 鳴沢村

子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
鳴 沢 村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の性格・位置づけ.....	2
(1) 計画の法的根拠.....	2
(2) 鳴沢村の他計画との関係.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定方法.....	3
(1) ニーズ調査の実施.....	3
(2) 鳴沢村子ども・子育て会議の設置.....	3
(3) パブリックコメントの実施.....	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	4
1. 統計データにみる子育て環境の状況.....	4
(1) 人口.....	4
(2) 年齢3区分人口.....	5
(3) 人口の自然動態・社会動態.....	5
(4) 婚姻件数・離婚件数.....	6
(5) 世帯数.....	7
(6) 産業構造.....	7
(7) 女性の就業率.....	8
(8) 児童虐待相談件数の状況.....	8
(9) 国際化の進展について.....	9
(10) 保育所の状況.....	10
(11) 小学校の状況.....	10
(12) 放課後児童クラブの状況.....	10
(13) 乳幼児健康診査の状況.....	11
2. ニーズ調査結果でみる子育て家庭の状況.....	12
(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ.....	12
(2) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用ニーズ.....	13
(3) 鳴沢村の子育て環境や支援に対する満足度と自由意見.....	19
(4) 自由意見.....	21
第3章 第1次子ども子育て支援事業計画の事業実施状況および課題	28
1. 保育サービスや保育支援サービスの見込値および実績値.....	28
(1) 教育・保育事業.....	28
(2) 地域子ども・子育て支援事業.....	29
2. 各事業の実施状況.....	31
第4章 計画の基本的な考え方	39
1. 計画の基本理念.....	39
2. 計画の基本目標.....	39

3. 計画の体系	42
第5章 目標実現のための施策	43
基本目標1 安心して妊娠・出産・子育てし、子どもが健やかに育つ環境づくり	43
基本目標2 ゆとりを実現する子育て支援	49
基本目標3 要保護児童へのきめ細やかな取り組み	53
基本目標4 心身ともにたくましい人づくり、親づくり	57
基本目標5 子育てにやさしい生活環境の整備と子どもの安全の確保	61
第6章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保の方策等	63
1. 子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策	63
(1) 教育・保育提供区域について	63
(2) 区域設定の考え方	63
(3) 鳴沢村における教育・保育提供区域	63
2. 量の見込と確保方策について	64
(1) 教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）	64
(2) 教育・保育施設（保育所・認定子ども園）	65
(3) 地域型保育事業	65
(4) 認可外保育施設	65
(5) 利用者支援事業	66
(6) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	66
(7) 妊婦相談事業	67
(8) 乳児家庭全戸訪問事業	67
(9) 養育支援訪問事業	68
(10) 一時預かり保育事業（幼稚園）	68
(11) 一時預かり保育事業（保育所）	68
(12) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	69
(13) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	69
(14) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	69
(15) 病児・病後児保育事業	70
(16) 時間外保育事業（延長保育事業）	70
(17) 放課後児童健全育成事業（学童保育）	71
3. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の連携の推進方策について	71
第7章 計画の推進に向けて	72
1. 計画の周知	72
2. 計画の推進体制	72
3. 推進状況の公表	72
4. 住民意見の収集	72
資料編	73
鳴沢村子ども・子育て会議設置要綱	73
第2期 鳴沢村子ども・子育て会議委員名簿（敬称略）	75
計画策定経緯	76

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、現在、急速な少子化の進行、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子ども・子育て支援の質・量の不足、子どもの貧困の深刻化などの課題が山積しています。さらに、家族構成の変化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、在日外国人の増加等によるライフスタイルの多様化、地域の繋がり希薄化など、子どもや子育てをめぐる環境も大きく変化したことにより、子育てに対する不安や孤立感と負担感の増加や、ニーズの多様化などが見られます。

国は、これまでの「次世代育成支援対策推進法」による次世代育成支援を進めてきましたが、さらなる課題を克服するため、平成20年5月に国の社会保障審議会少子化対策特別部会が「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」を発表し、保育サービスを含む子育て支援サービスの量が不足する現状に鑑みて、限られた財源の中、『質』の確保された『量』の拡充を目指す必要性から平成24年に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

子ども・子育て関連3法の一つである「子ども・子育て支援法」は、一般的に子ども・子育て新システムとよばれる新たな子ども・子育て支援体系の基本的枠組みと、その主たる内容を規定する法律で、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めました。

都道府県及び市町村においても、5年（平成27～31年度）を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定が義務付けられたことから、鳴沢村においても、平成27年度から5年間を計画期間とする「鳴沢村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠期から産後ケアを目的とした健診の増加、子育て支援拠点（遊学館）の充実、放課後児童クラブの対象者の拡充、子ども医療費助成の対象年齢の拡大など、切れ目ない子育て支援に取り組んでまいりました。

令和元年度に第1期となる子ども・子育て支援事業計画が終了したことから、新たに5年間を計画期間とする「第2期鳴沢村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第2期計画の策定にあたっては、国で定める基本指針に沿いつつ、これまで5年間の実施状況の検証や住民ニーズの確認、地域の実態を踏まえ、子育て家庭が安心して子どもを健全に育むことを応援するための計画を策定しました。

2. 計画の性格・位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。また、さらに広範囲な子育て支援のため、改正次世代育成支援対策推進法第 8 条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含し、鳴沢村が取り組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に子育て支援を推進していきます。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法から抜粋】

第 2 節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

また、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項では、次の 4 項目が必須の記載事項となっています。

【子ども・子育て支援法第六十一条第二項から抜粋】

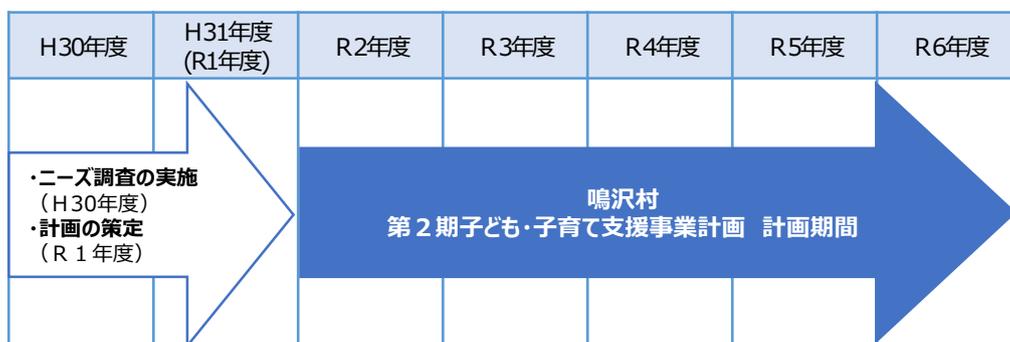
- ① 圏域の設定
- ② 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ③ 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

(2) 鳴沢村の他計画との関係

本村のあるべき姿と進むべき方向性について基本的な方向を定めた「長期総合計画」や「鳴沢村人口ビジョン・総合戦略」をはじめ、効果的かつ施策推進の視点から、健康増進計画、障害者福祉計画等、関連計画と連携し、母子保健を包含的にとらえ整合性を図ります。

3. 計画の期間

本計画は令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間として策定します。但し、計画を推進していくにあたり、社会・経済の変化や子育て支援施策のニーズの変化等を鑑み、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



4. 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況・利用希望等を把握し、事業量の見込みを算出するため、0歳児から小学校6年生以下の子どもがいる全家庭にニーズ調査を実施しました。国から示されている基本調査項目に加え、本村独自の質問項目を設け、地域の実情にあった子ども・子育て支援施策のニーズの把握を行いました。配付数、回答者数、実施時期等については以下のとおり。

区分	調査対象	調査方法	配付数	回答者数	回答率	調査期間
未就学児	未就園児	施設配付 及び郵送配付	155	131	84.5%	平成30年 12月6～12月21日
小学生	1～6年生	学校配付	149	145	96.6%	

(2) 鳴沢村子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、意見を聴くものとされている合議制機関(子ども・子育て支援法第61条第7項)として、「市町村子ども・子育て会議」(同法77条第1項)が規定されています。この会議は、本村における「市町村子ども・子育て会議」となります。

村民の代表者・教育関係者・保育所関係者・民生委員等で構成し、計画の内容について審議を行い、その意見を反映しました。

(3) パブリックコメントの実施

事前に計画案を発表し、計画を周知するとともに、広く村民から意見を募り、その結果を反映させ、村民が一体となり策定する計画を目指しました。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 統計データにみる子育て環境の状況

(1) 人口

平成27年から31年までの人口の推移をみると、総人口は平成27年に3,145人であったのに対し、平成31年には30人減少し3,115人とやや減少傾向にあります。前年と比較した人口の伸び率においても-0.6%から+0.1%の間で推移しており、大きな差は見られません。

平成27年から31年までの0～9歳人口では、平成27年に244人であったのに対し、平成31年には7人減少し237人となっています。平成28年の+1.2%をピークに年々減少しており、また減少割合も高くなっています。

【人口と伸び率の推移】

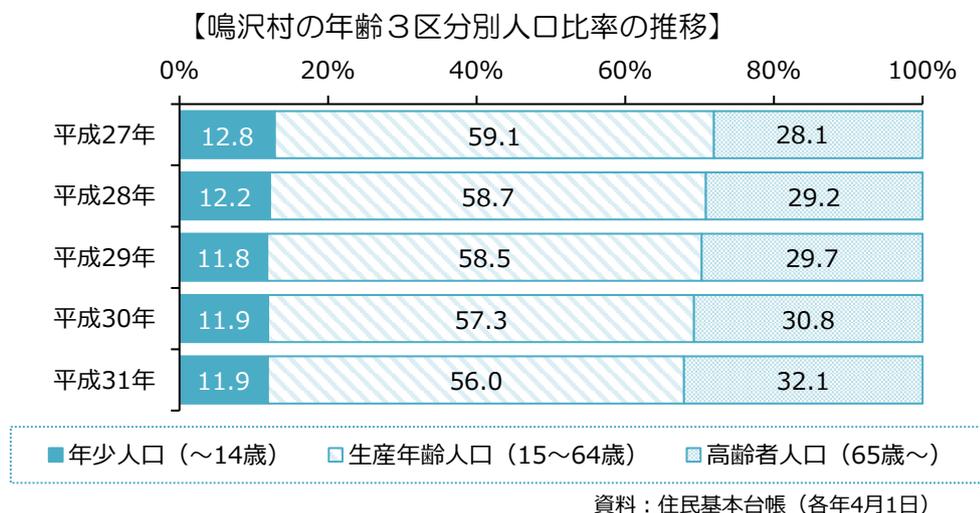


【0～9歳 人口と伸び率の推移】



(2) 年齢3区分人口

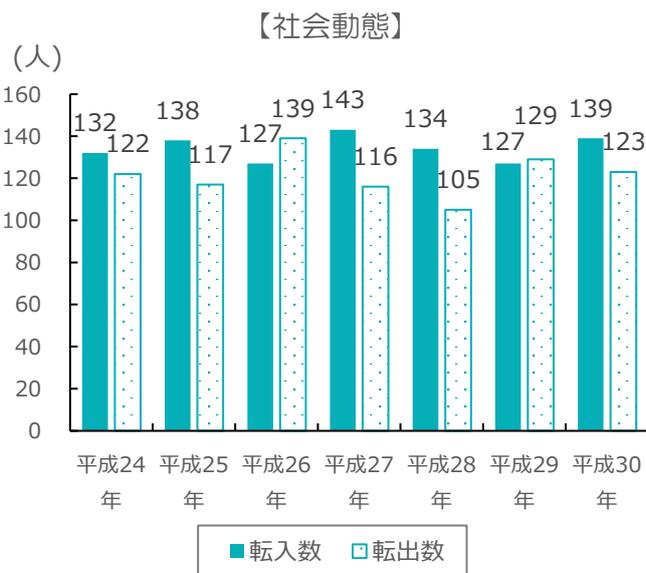
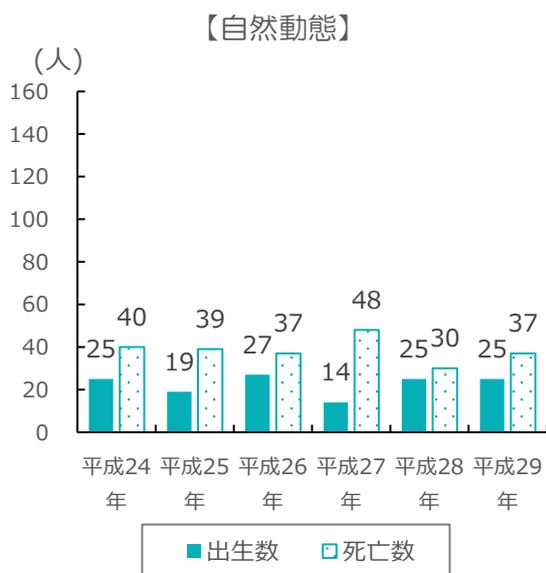
年齢を3区分した人口構成をみると、年少人口と生産年齢人口は減少、高齢者人口比率は増加し続けています。



(3) 人口の自然動態・社会動態

自然動態をみると、平成24年以降、平成29年まですべての年で死亡数が出生数を上回っており、平成27年では、死亡数が出生数の3倍以上となっています。

社会動態をみると、平成24年以降、平成26、29年を除いたすべての年で転入数が転出数を上回っています。



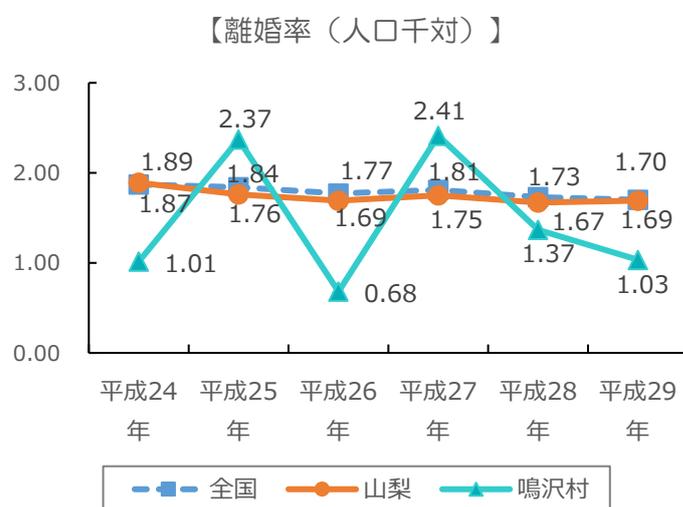
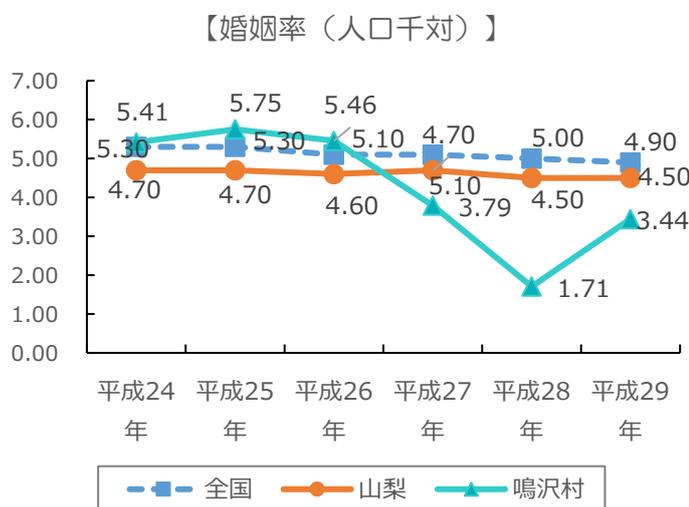
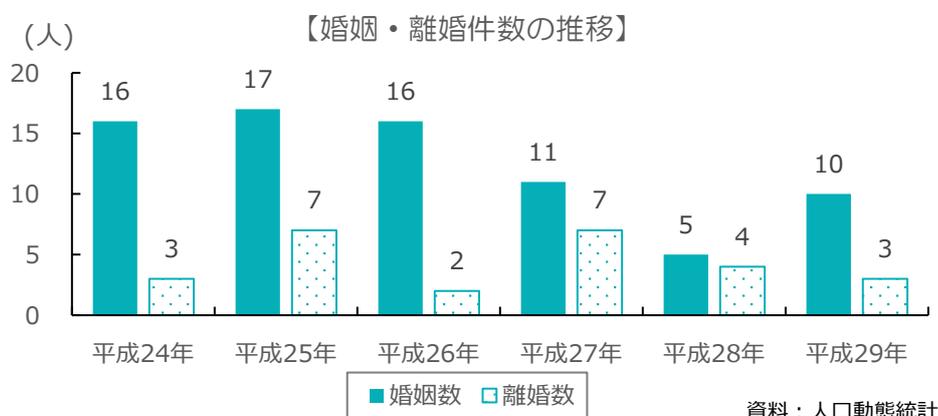
資料：山梨県常住人口調査結果報告

(4) 婚姻件数・離婚件数

婚姻件数をみると、平成24年以降、平成28年をのぞき、10件～17件で推移し、平均12.5件となっています。

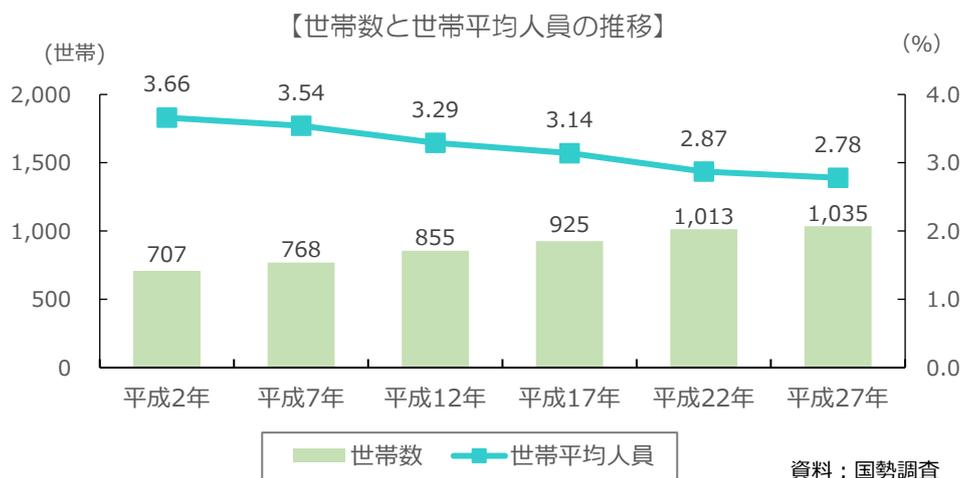
離婚件数をみると、平成24年以降、3件～7件で推移し、平均4.3件となっています。

また、婚姻率と離婚率を全国、山梨県と比較すると、本村の婚姻率は、平成24年から26年までは全国や山梨県よりも高かったものの、平成27年以降は、全国や山梨県よりも低くなっています。離婚率は年によってばらつきがあり、平成24年、26年、28年、29年は全国や山梨県よりも低く、平成25年、27年は全国や山梨県よりも高くなっています。



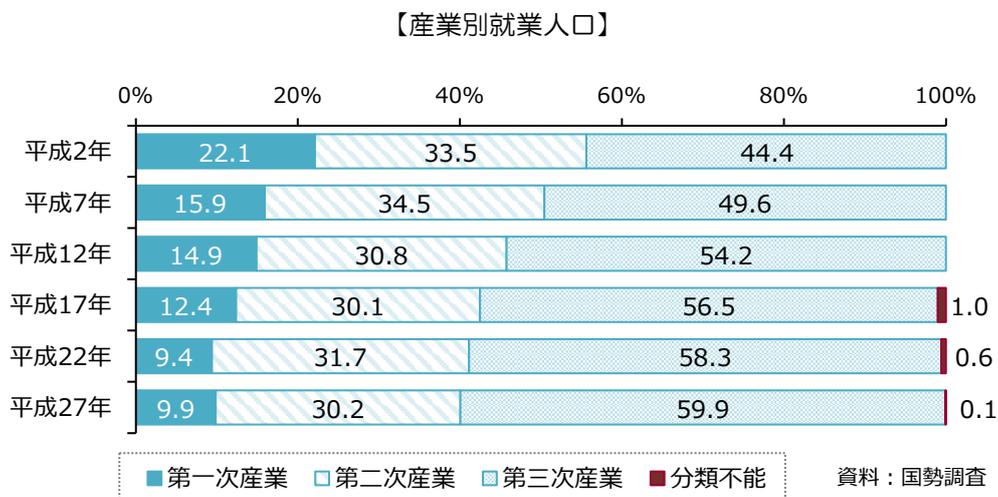
(5) 世帯数

世帯数をみると、平成2年以降、平成27年まで年々増加しています。一方、世帯平均人員をみると、平成2年以降減少しており、平成2年には1世帯あたり3.66人でしたが、平成22年には1世帯当たり2.87人と3人を割り込み、平成27年には1世帯あたり2.78人まで減少しています。



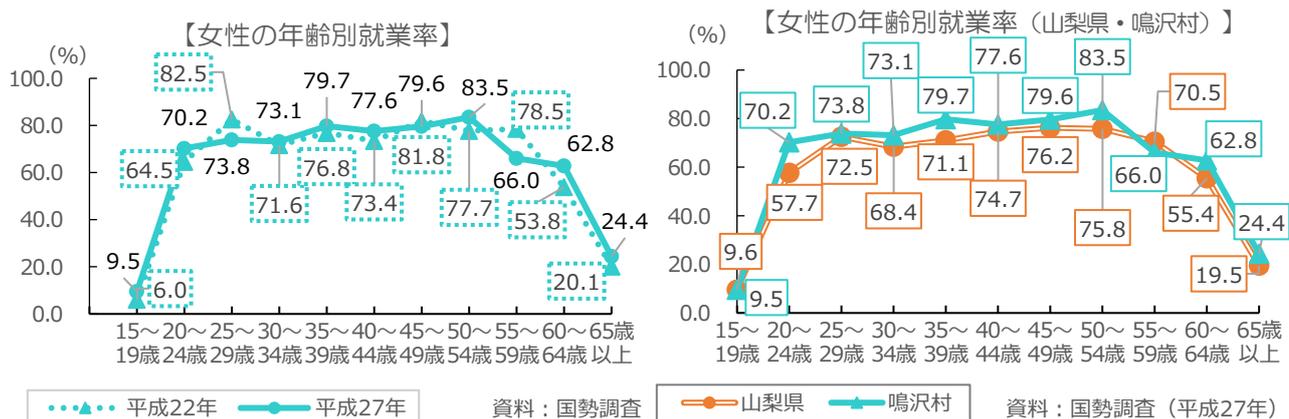
(6) 産業構造

産業別就業人口の推移をみると、平成2年以降第三次産業は年々増加しており、平成27年には約6割となっています。一方、第一次産業は年々減少しており、平成22年には約2割でしたが、平成27年には1割を切っています。第二次産業は、平成2年以降やや減少傾向にはありますが、平成27年まで約3割となっています。



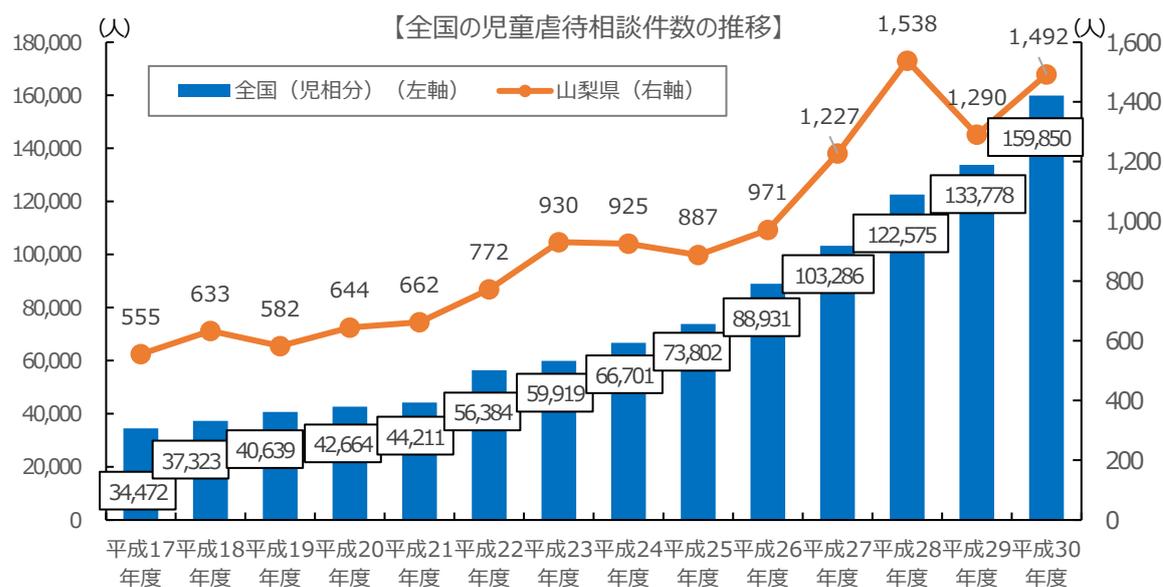
(7) 女性の就業率

本村の女性の年齢別就業率を平成22年と平成27年で比較するとあまり大きな差は見られませんが、いわゆる子育て世代の30～34歳、40～44歳で平成22年より就業率が高くなっています。また、平成27年の山梨県と本村の女性の年齢別就業率を比較すると、「20～24歳」から「50～54歳」まで一貫して、山梨県より本村のほうが高くなっています。



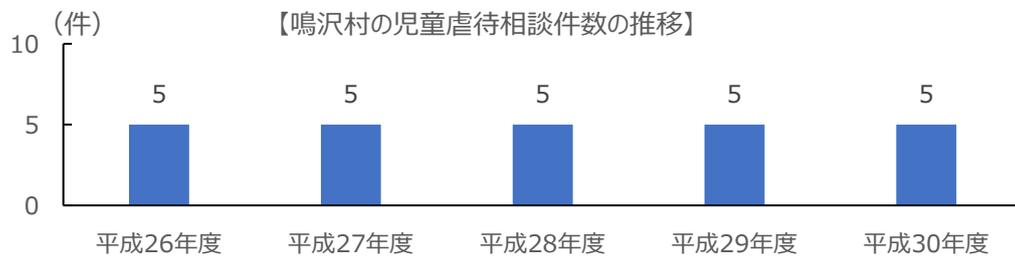
(8) 児童虐待相談件数の状況

児童虐待については、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、平成16年には、児童福祉法とともに改正が行われるなど、制度の充実が図られていますが、相談件数は依然として増加傾向をたどっています。また、児童虐待による死亡など、重大な児童虐待事件が後を絶たず、社会全体で早急に取り組むべき課題となっています。



資料：児童相談所での児童虐待相談対応件数、山梨県における児童虐待相談の状況

本村においては、これまでの児童虐待及び相談件数は、平成26年度から平成30年度まで5件となっています。今後も村全体で子どもを見守りながら、引き続き注意をしていく必要があります。

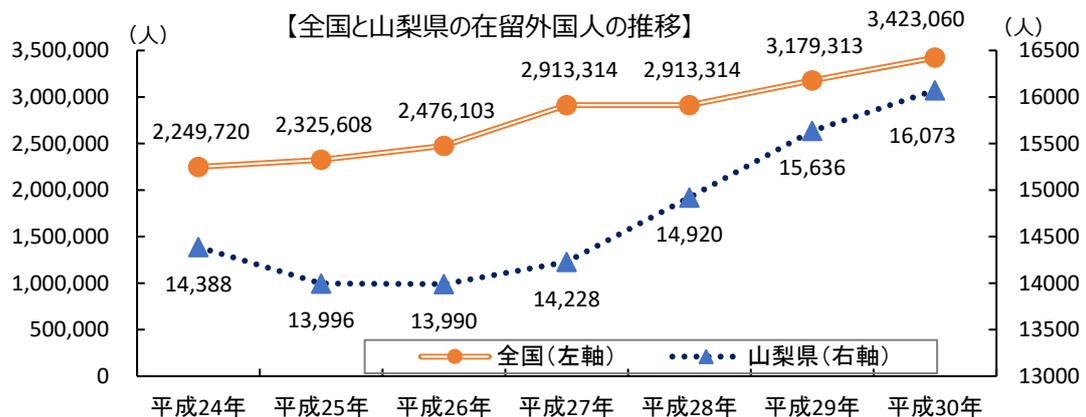


資料： 児童相談所での児童虐待相談対応件数、山梨県における児童虐待相談の状況

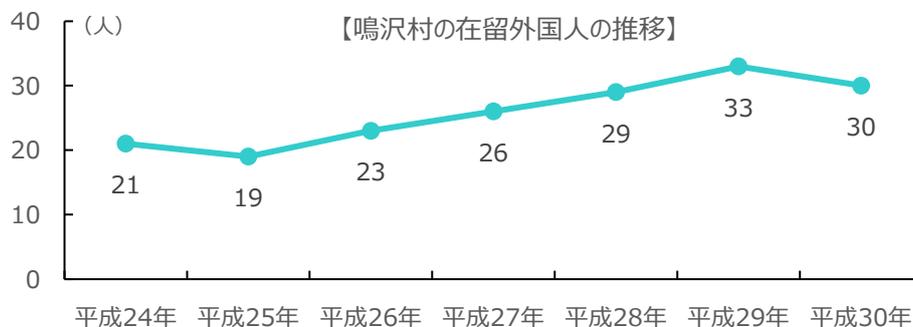
(9) 国際化の進展について

日本の在留外国人は増加傾向にあります。山梨県でも平成26年以降、増加しており、平成30年には16,073人と1万6千人を上回りました。

本村の平成24年以降の在留外国人は増加傾向にあり、平成30年は30人となっています。



資料：在留外国人統計※各年とも12月末現在



(10) 保育所の状況

村内の保育所は1か所で、平成27年度以降31年度まで在園児は90人前後で推移し、入所率は75.0%前後となっています。

保育所数・保育所入所児童数の推移

鳴沢村 保育所	平成				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育所数(か所)	1	1	1	1	1
定員数(人)	120	120	120	120	120
入所児童数(人)	85	86	88	94	84
入所率(%)	70.8	71.7	73.3	78.3	70.0

資料：住民課 各年度4月1日現在

(11) 小学校の状況

村内の小学校は1校で、児童数は平成31年度4月1日現在で152人となっています。

	平成				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
小学校数(校)	1	1	1	1	1
1年生(人)	29	19	27	19	28
2年生(人)	28	30	18	28	19
3年生(人)	25	28	30	18	29
4年生(人)	17	25	28	30	18
5年生(人)	30	17	25	28	30
6年生(人)	27	30	18	25	28
計(人)	156	149	146	148	152

資料：鳴沢村教育委員会 ※各年度4月1日現在

(12) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは「遊学館」の1か所で、指導員は2人となっています。

クラブ名	障害児 受入可否	開館日時	長期休暇の対応	放課後児童 指導員(人)
遊学館児童クラブ	可	放課後～17:30	8:30～17:30	2

(13) 乳幼児健康診査の状況

乳幼児健康診査の実施状況をみると、いずれの年齢層においても、いずれの年度においても受診率は9割以上となっています。

事業名		平成				令和
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
4か月児健診	該当児(人)	15	22	23	26	14
	受診児(人)	15	22	23	24	14
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	92.3	100.0
10か月児健診	該当児(人)	16	28	24	21	8
	受診児(人)	16	28	23	21	8
	受診率(%)	100.0	100.0	95.8	100.0	100.0
1歳6か月児健診	該当児(人)	29	13	25	18	12
	受診児(人)	27	13	25	18	12
	受診率(%)	93.1	100.0	100.0	100.0	100.0
3歳児健診	該当児(人)	31	24	26	16	14
	受診児(人)	29	24	26	16	14
	受診率(%)	93.6	100.0	100.0	100.0	100.0

2. ニーズ調査結果でみる子育て家庭の状況

※本計画を策定するにあたり、本村における子育て家庭の実態とニーズを把握するため、村内の就学前の子ども及び小学生がいる子育て家庭を対象にニーズ調査を実施しました。

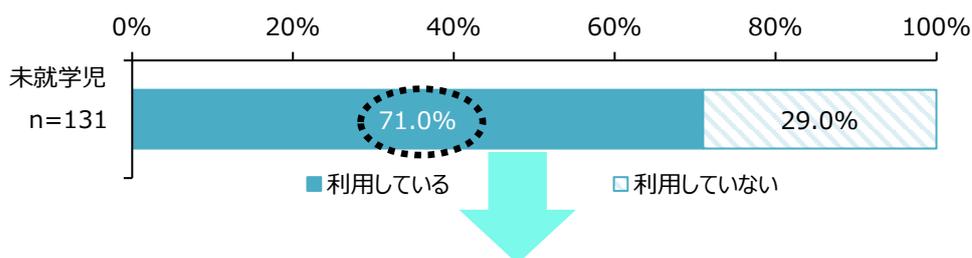
なお、グラフの中の（n=）は、各設問の回答者数を表記しています。

（1）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

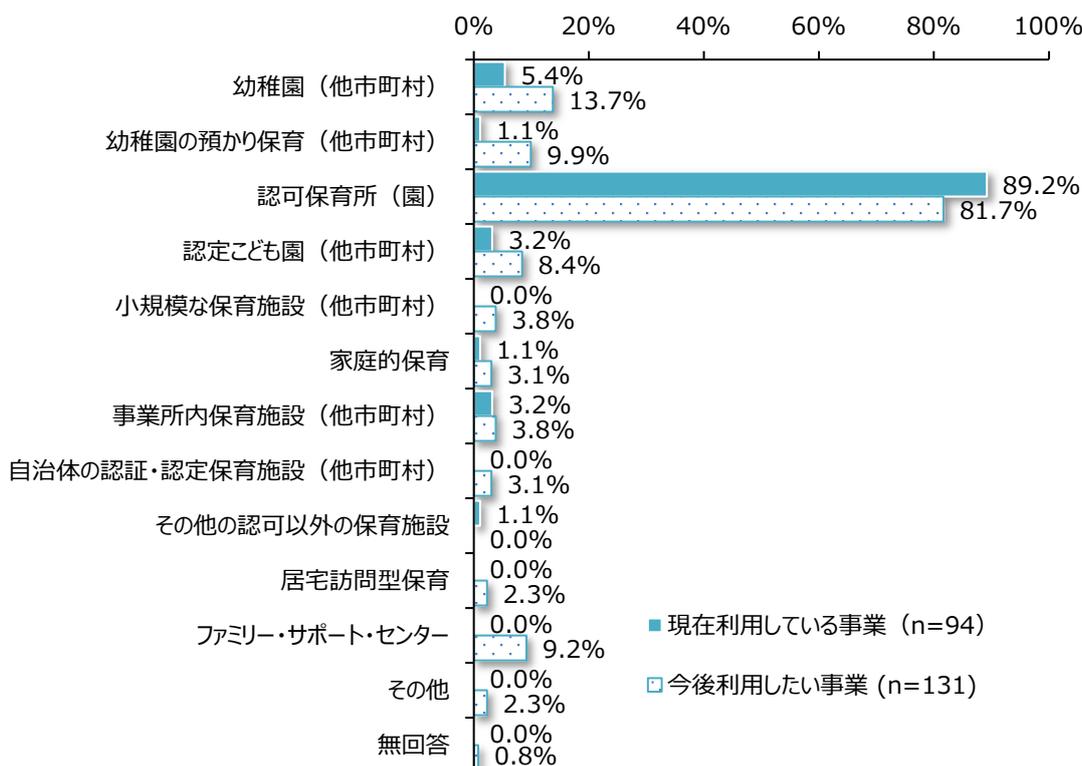
■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用割合

平日の定期的な教育・保育事業・サービス利用割合は71.0%で、そのうち9割近くが「認可保育所（園）」を利用しています。一方、保護者が今後利用させたい教育・保育施設・サービスは、「認可保育所（園）」の割合が約8割と最も高くなっていますが、実際の利用と比べると、やや少なくなっています。

また、「幼稚園（他市町村）」の利用については、現在の利用が5.4%に対し、利用希望は13.7%と差がみられます。同様に「幼稚園の預かり保育（他市町村）」についても、現在の利用が1.1%に対し、利用希望は9.9%となっています。



■ 利用している定期的な教育・保育の事業と今後利用したい教育・保育事業



■ 【平成 25 年と平成 30 年の比較】 今後利用したい教育・保育事業

平成 25 年に実施した調査と比較すると、「認可保育所（園）」の希望が 8.4 ポイント減少し、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」が約 5 ポイント増加しています。

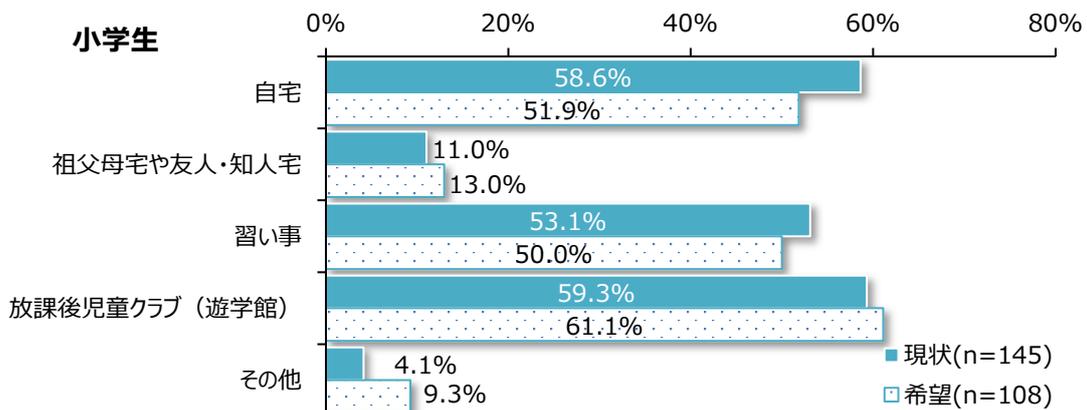
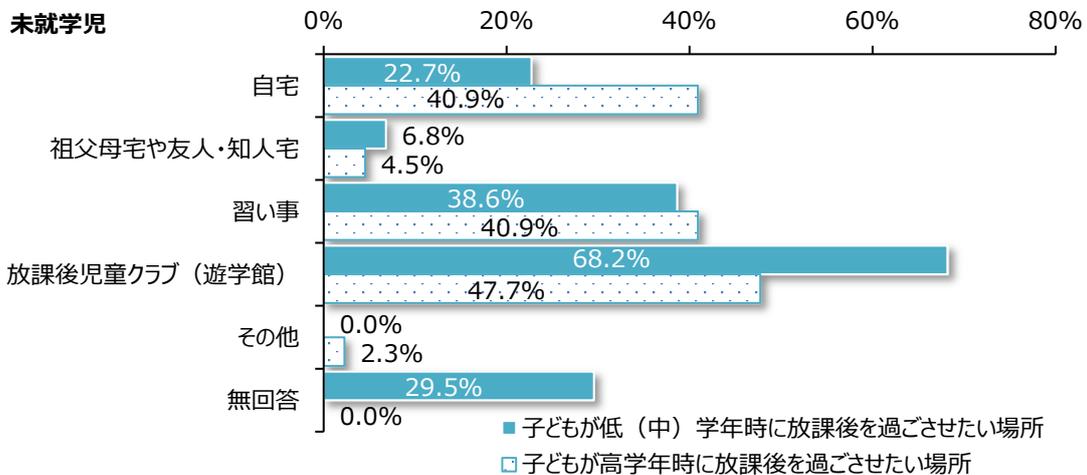
未就学児	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所（園）	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	認証・認定保育施設	その他の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
H25 年 (n=81)	8.6%	4.9%	90.1%	6.2%	1.2%	2.5%	2.5%	0.0%	0.0%	4.9%	7.4%	0.0%	2.5%
H30 年 (n=131)	13.7%	9.9%	81.7%	8.4%	3.8%	3.1%	3.8%	3.1%	0.0%	2.3%	9.2%	2.3%	0.8%
増減 (H30-H25)	5.1	5.0	▲ 8.4	2.2	2.6	0.6	1.3	3.1	0.0	▲ 2.6	1.8	2.3	▲ 1.7

(2) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用ニーズ

■ 放課後児童クラブの利用ニーズ

小学校入学前の 5 歳以上の未就学児の、入学後の放課後の過ごし方の希望割合は、4 年生までは「放課後児童クラブ（遊学館）」が約 7 割で最も多くなっていますが、5～6 年になると 5 割以下まで減少します。

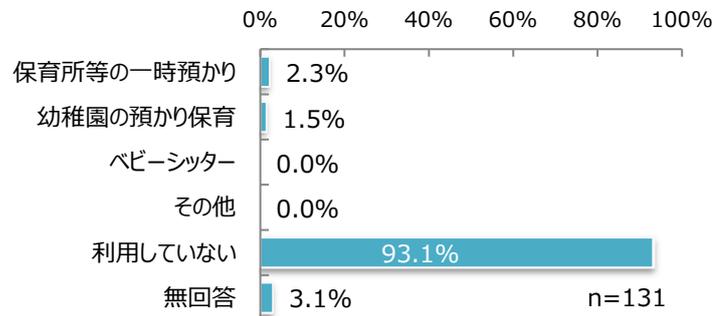
小学生については、現状も希望も「放課後児童クラブ（遊学館）」が 6 割前後で最も多くなっています。



■ 一時預かりのニーズ

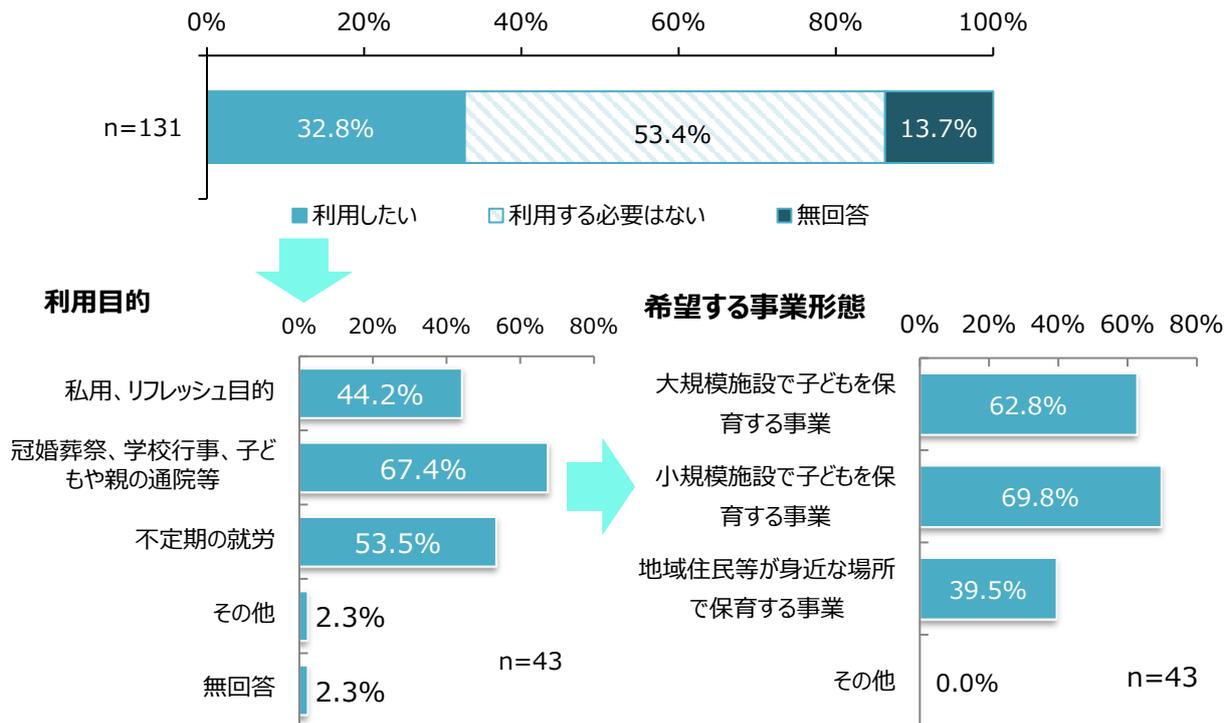
・一時預かりの利用状況

「利用していない」が93.1%と最も多く、9割を超えています。



・一時預かりの利用希望

「利用したい」が3割程度で、その目的としては「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が67.4%と最も多く、7割近くになっています。また、不定期に預ける場合に希望する事業形態としては、「小規模施設で子どもを保育する事業」が約7割で最も多くなっています。



■ 【平成25年と平成30年の比較】一時預かりの利用希望

平成25年に実施した調査と比較すると、「利用したい」が6.9ポイント増加し、「利用する必要はない」15.7ポイント減少しています。

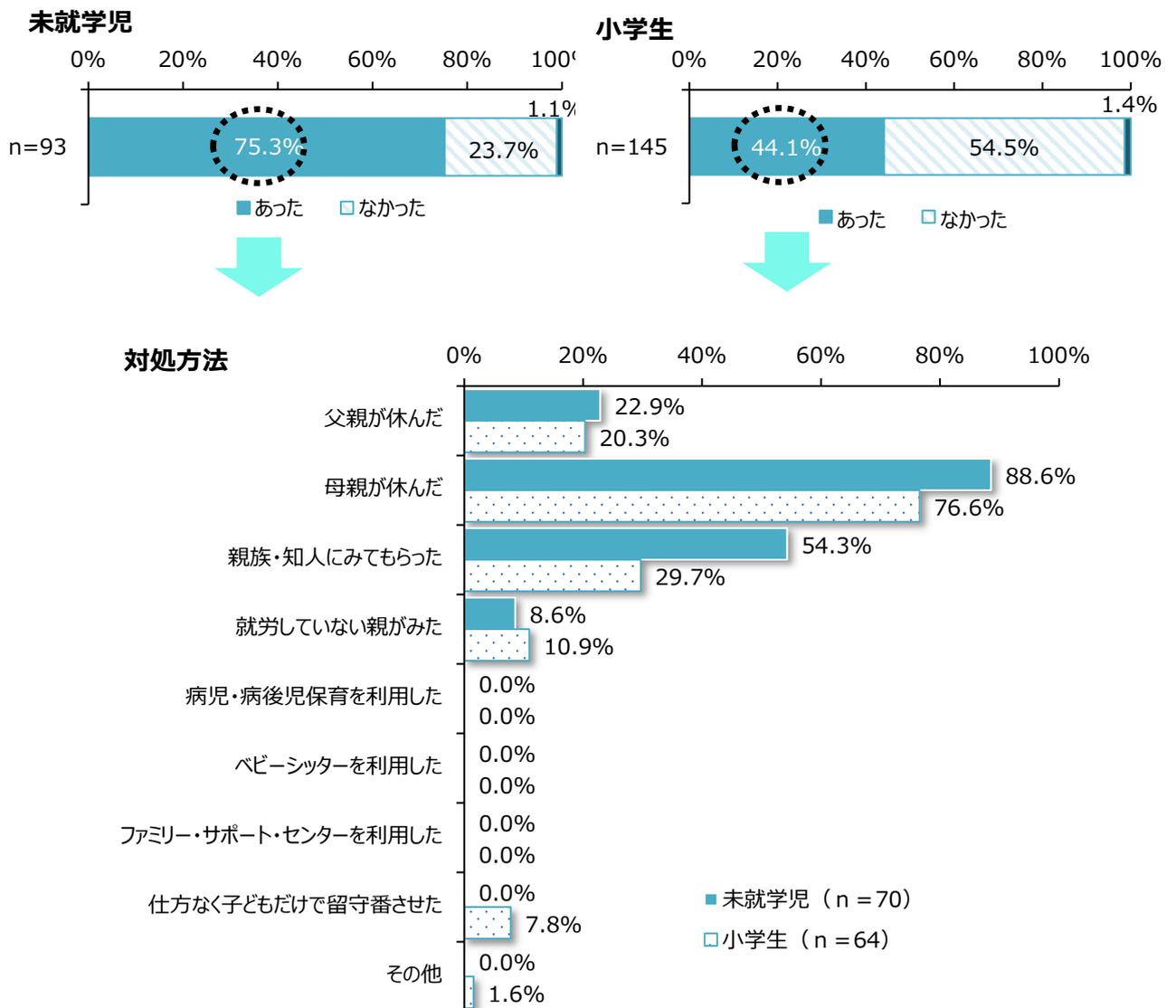
未就学児	利用したい	利用する必要はない	無回答
H25年 (n=81)	25.9%	69.1%	4.9%
H30年 (n=131)	32.8%	53.4%	13.7%
増減 (H30 - H25)	6.9	▲ 15.7	8.8

■ 病児・病後児保育事業のニーズ

- 子どもの病気等の際に、教育・保育施設や小学校に行けなかった経験の有無（1年間）

教育・保育施設・サービスを利用している保護者の約7割半、及び小学生の保護者の約4割半は、子どもの病気等の理由で保育園等や小学校に行けない日があったと回答しており、また、その対処方法としては、未就学児も小学生も「母親が休んだ」が未就学児で88.6%、小学生で76.6%と最も多くなっています。

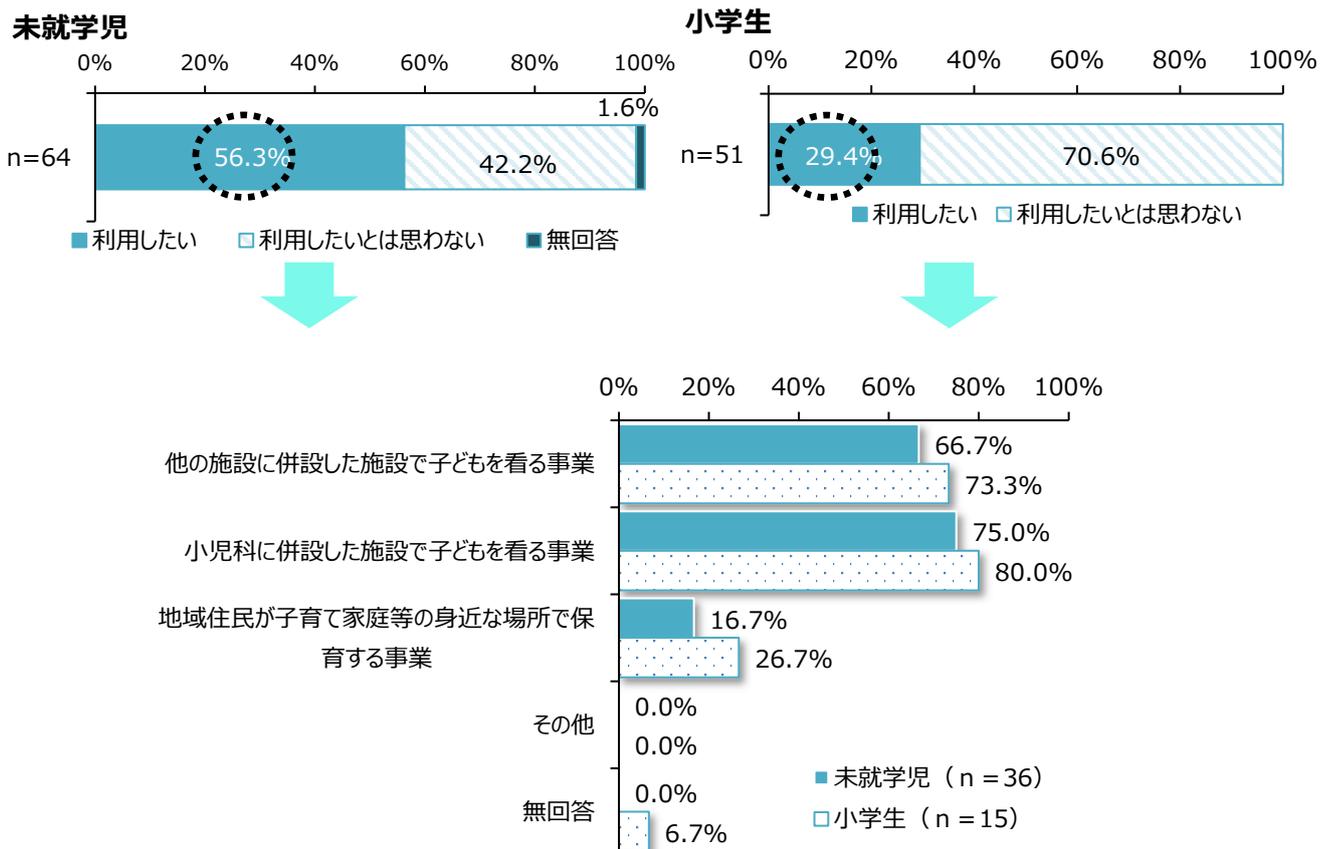
また、小学生では「仕方なく子どもだけで留守番させた」ケースも7.8%ありました。



・病児・病後児保育の利用希望

病児・病後児保育を「利用したい」と回答割合は、未就学児では5割以上、小学生では約3割となっています。

また、病児・病後児保育を「利用したい」と回答した人の、利用したい事業形態は、未就学児、小学生ともに「小児科に併設した施設で子どもを見る事業」が7割半から8割で最も多く、次いで、「他の施設に併設した施設で子どもを見る事業」となっています。



■ 【平成 25 年と平成 30 年の比較】病児・病後児保育の利用希望（未就学児のみ）

平成 25 年に実施した調査と比較すると、「利用したい」が 23.0 ポイントと大きく増加し、「利用したいとは思わない」24.5 ポイントと大きく減少しています。

未就学児	利用したい	利用したいとは思わない	無回答
H25 年 (n=81)	33.3%	66.7%	0.0%
H30 年(n=131)	56.3%	42.2%	1.6%
増減 (H30-H25)	23.0	▲ 24.5	1.6

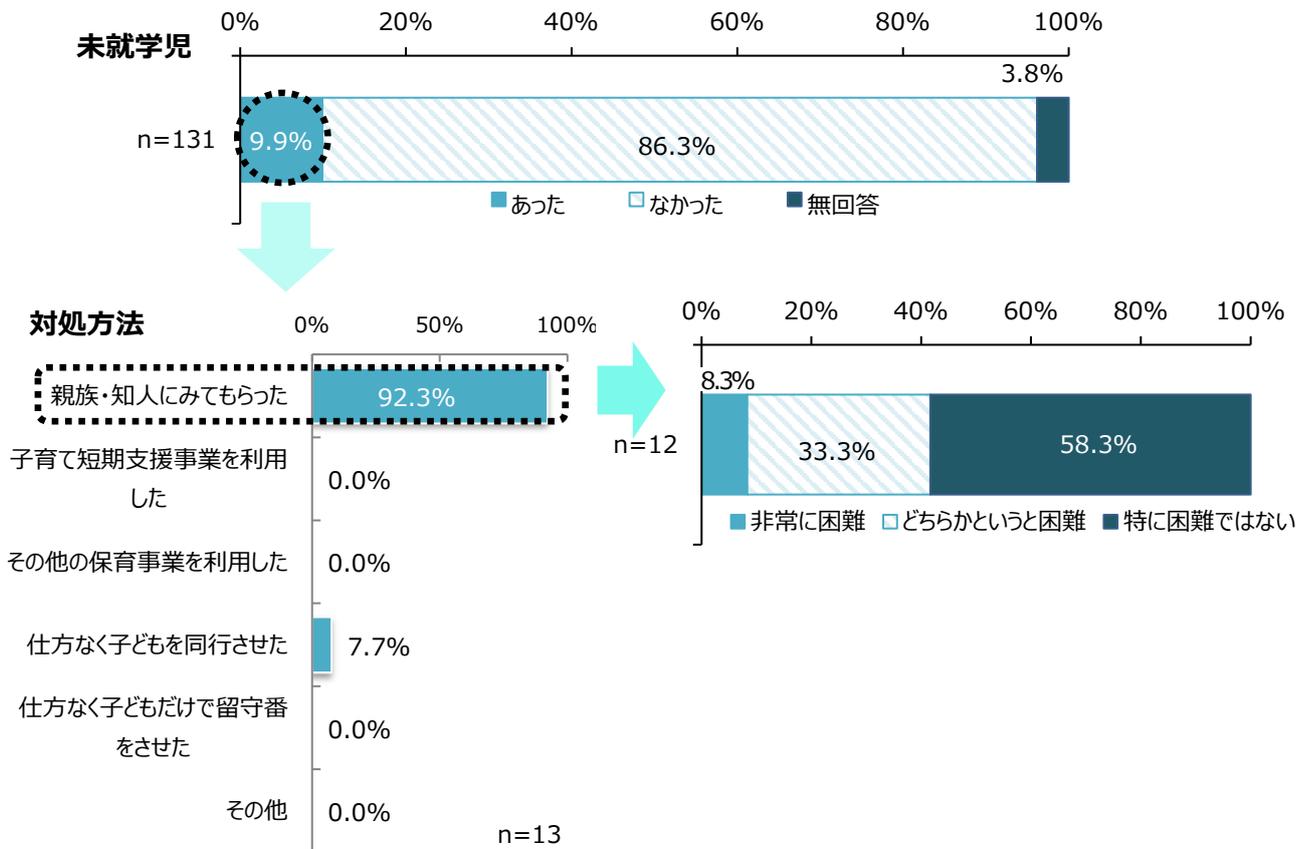
※ 5 年前調査では病児・病後児保育については、未就学児のみに聞いている

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）のニーズ

- ・ 泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことの有無

冠婚葬祭や病気等、保護者の用事のために子どもを泊まりがけで家族以外の人に預けて対処した割合は9.9%で、そのうち、9割以上が「親族・知人にみてもらった」としています。

また、親族・知人にみてもらうことについての困難度は、サンプル数が少ないため参考値となりますが、「非常に困難」(8.3%)と「どちらかという困難」(33.3%)を合わせた《困難》の回答割合は約4割、「特に困難ではない」は約6割となっています。



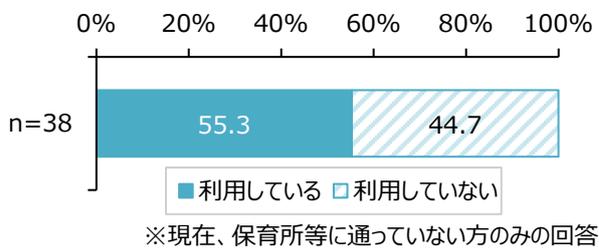
■ 地域子育て支援拠点事業

本村が実施する地域子育て支援拠点事業の利用者は、約5割半でおよそ半分が利用しています。

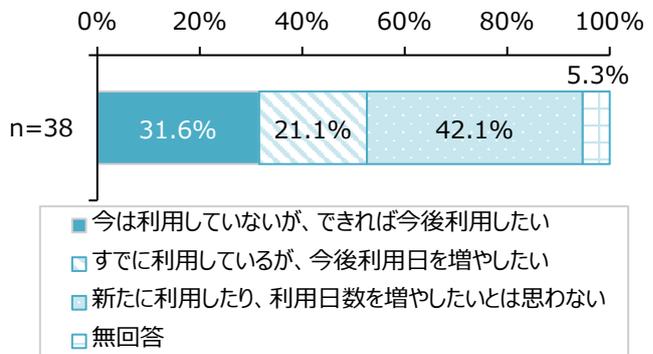
また、利用していない理由としては「時間や日数が合わないから」が約7割半で最も多くなっています。

今後の利用希望については、「今は利用していないが、できれば今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用を増やしたい」を合わせた《利用したい》は約5割となっています。

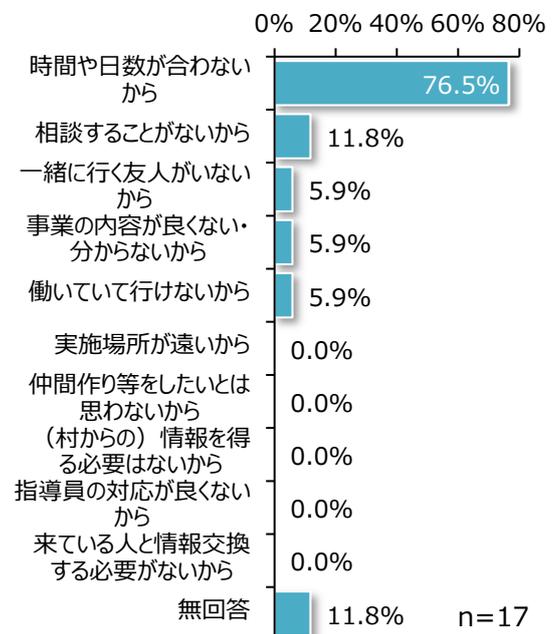
・利用状況



・今後の利用希望



・利用していない理由

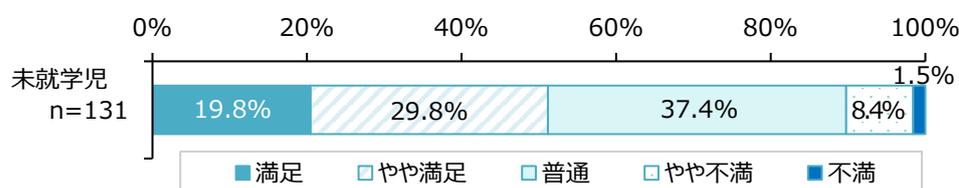


(3) 鳴沢村の子育て環境や支援に対する満足度と自由意見

■ 未就学児

「満足」と「やや満足」を合わせた《満足》は約5割で、「不満」と「やや不満」を合わせた《不満》は約1割となっており、《満足》のほうが高くなっています。一方、平成25年と平成30年の調査を比べると、「満足」と「やや満足」を合わせた《満足》が14.6ポイント減少し、「普通」が15.2ポイント増加しています。

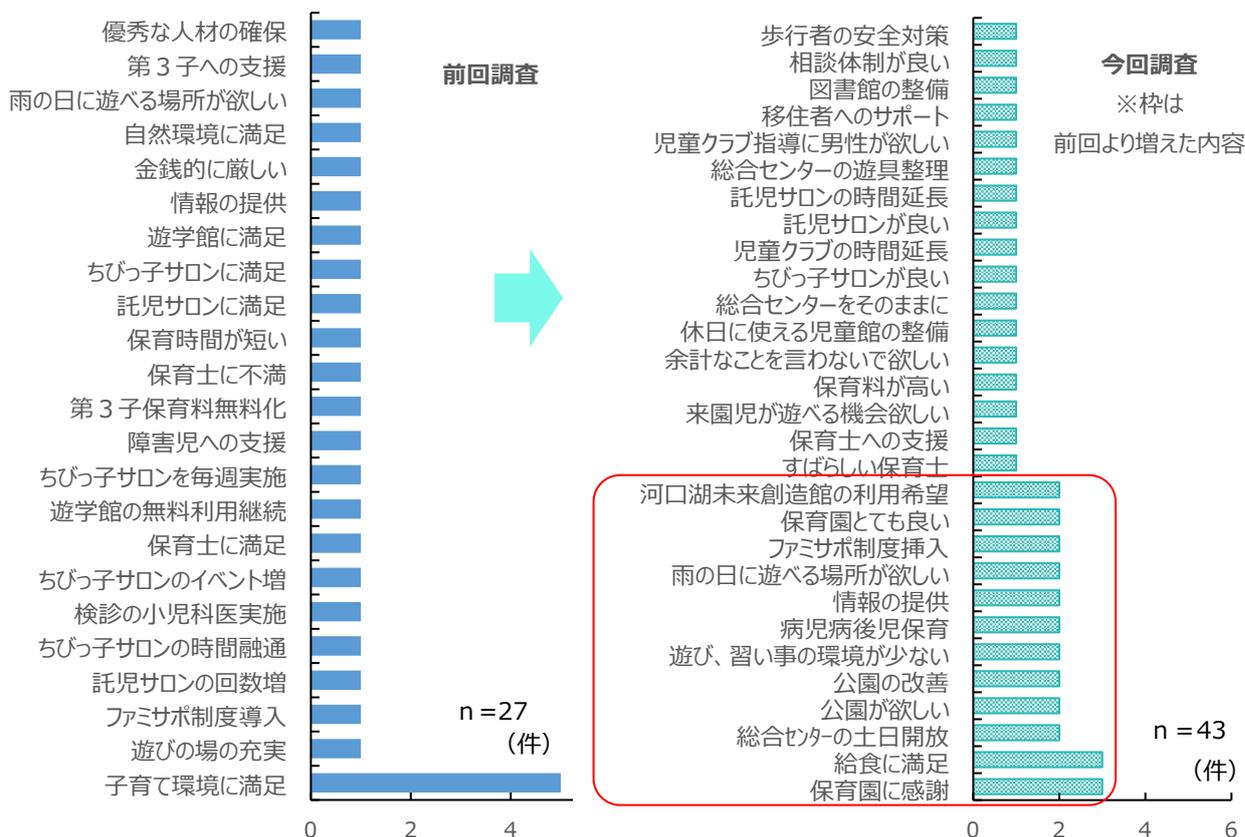
また、自由記載について、5年前に行った調査と今回の調査でキーワードを抽出し3件以上の項目で比較したところ、前回の調査では見られなかった満足を示す意見が多く見られる一方で、遊び場（施設）等施設に関する要望や、ファミリー・サポート・センターなど、体制整備を求める声がありました。



■ 【平成25年と平成30年の比較】満足度

未就学児	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答
H25年 (n=81)	25.9%	38.3%	22.2%	6.2%	3.7%	3.7%
H30年 (n=131)	19.8%	29.8%	37.4%	8.4%	1.5%	3.1%
増減 (H30-H25)	▲ 6.1	▲ 8.5	15.2	2.2	▲ 2.2	▲ 0.6

■ 自由記載



■ 小学生「満足」と「やや満足」を合わせた《満足》は6割を超えており、「不満」と「やや不満」を合わせた《不満》は約1割となっており、《満足》のほうが高くなっています。また、平成25年と平成30年の調査を比べると、「満足」と「やや満足」をあわせた《満足》が8.3ポイントが増加し、「普通」が8.6ポイント減少しています。

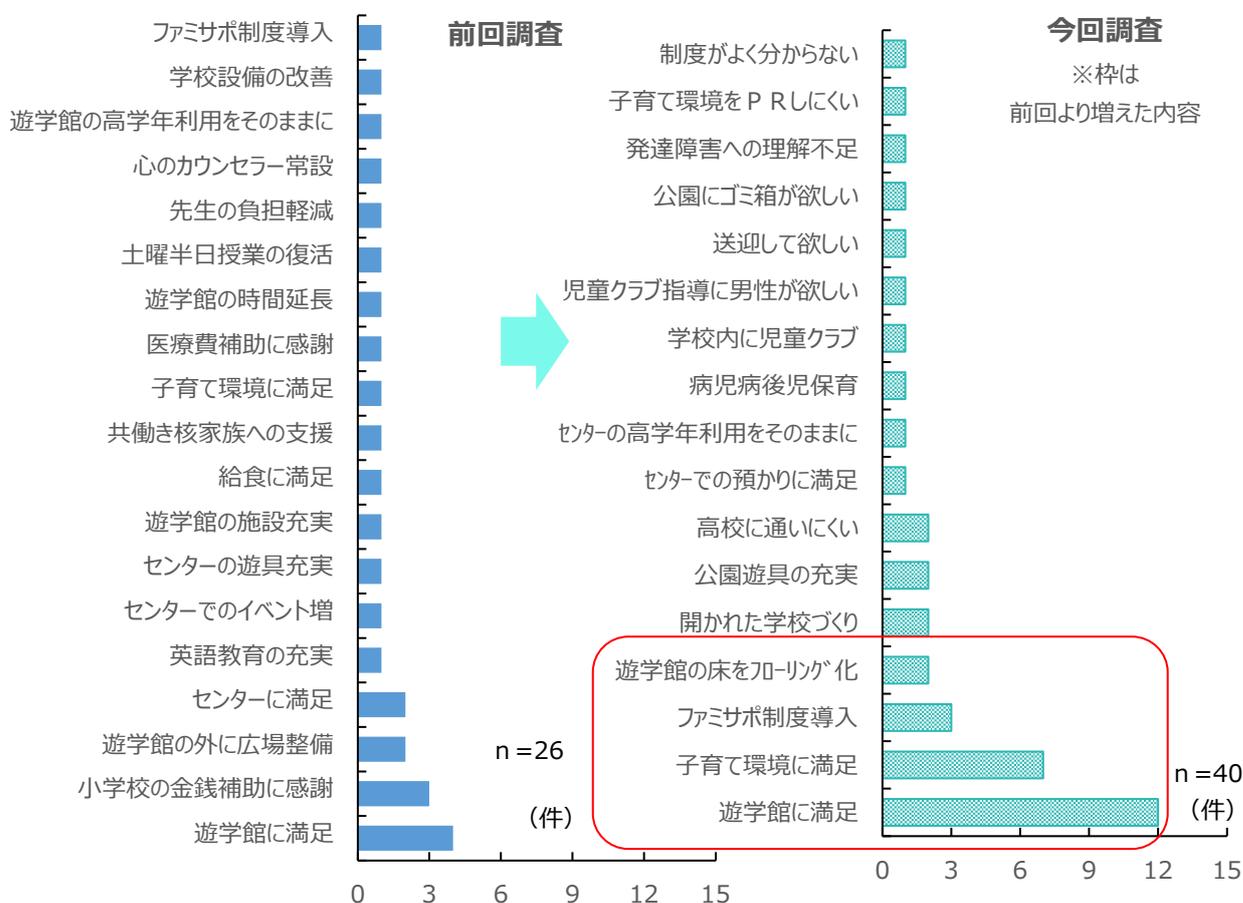
また、自由記載について、5年前に行った調査と今回の調査でキーワードを抽出し比較したところ、「満足」の自由記載が増加している一方で、ファミリー・サポート・センター制度の導入についての要望も増加しています。



■ 【平成25年と平成30年の比較】満足度

小学生	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答
H25年(n=114)	21.9%	33.3%	30.7%	7.0%	1.8%	5.3%
H30年(n=145)	26.9%	36.6%	22.1%	7.6%	3.4%	3.4%
増減 (H30-H25)	5.0	3.3	▲ 8.6	0.6	1.6	▲ 1.9

■ 自由記載



(4) 自由意見

<未就学児>

<p>保育所について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保育園では、とてもあたたかく子供を見守って育ててもらい、本当に感謝しています。(3歳/(父)フルタイム/(母)パート・アルバイト) • 保育所は給食室があって、出来立ての食事を提供してもらえて、とても素晴らしいと思う。又、全ての保育士の方々が学年に関係なく子供たちを名前と呼んでいただけるのは本当にありがたい。(きちんと全ての園児に目が行き届いていると感じる。) こういった素晴らしい保育士の方々の離職を防ぎ、又、新たな良い保育士を確保するための支援をきちんと行っていただきたい。それが良い子育て環境の構築につながると思う。(3歳/(父)フルタイム/(母)フルタイム) • 鳴沢保育所の手厚い保育に日々感謝しています。園全体がアットホームであたたかく、安心しています。給食も園でつくっていただき、毎日おいしいご飯を食べることがありがたいです。色々な体験が出来るので素晴らしいと思います。(3歳/(父)フルタイム/(母)パート・アルバイト) • 鳴沢保育所は環境が整い、熱心な先生方がいて給食がおいしくありがたいです。来園児がもう少し保育所で遊べる機会があるとよいと思います。保育所に入る前はちびっこサロンや託児サロン、離乳食教室がありがたかったです。(6歳/(父)フルタイム/(母)パート・アルバイト) • 未満児の保育料が他市町村に比べ高すぎる。調査のためにこんなに良い紙を利用する予算があるなら保育所の設備費にあてて欲しい。子供との時間を割いてまで記載しているので、調査を無駄にせず、声を取り入れて欲しいです。(4歳/(父)フルタイム/(母)パート・アルバイト) • 心配してくれているのはありがたいが、仕事のため早くお迎えに行けない時など、「早く迎えに来てあげて」等と言われると安心して保育所に預けられない。保育料も払っているのだから、余計なことを言わず、しっかり見てほしい。(2歳/(父)フルタイム/(母)フルタイム)
<p>子育て支援に関する施設・事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 土日祝に利用できる児童館のような場所が欲しい。特に雨の日などは困ります。家の中だけでは、体力のある子供には不十分です。他の自治体には土日祝に利用できる場所があるが、特に近いところは住民しか利用できないので、無いと同じです。河口湖の生活学習館を鳴沢村民も利用できる、または総合センターを土日開放するなどして欲しい。親が地元出身ではない家族は、支援が少ないと特に感じます。(6歳/(父)フルタイム/(母)パート・アルバイト) • センターは年齢関係なく利用できるように今まで通りしておいてもらいたい。(6歳/(父)フルタイム/(母)パート・アルバイト) • ちびっ子サロンなど、とてもよくして頂いていると思います。これからもよろしく願います。土日センターを開設していただくと嬉しいです。(年齢不明)

	<p>/(父) フルタイム/ (母) 以前は就労していた)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現在は幼稚園と保育室の利用で働いているが、小学校にあがった時に17時半までの利用(放課後児童クラブ)と聞いた。もし延長出来るならしたい。できなければ転職を考えなければいけない。17時半までに迎えにいける人が近くにいないのでお願いします。(5歳/(父) フルタイム/ (母) フルタイム) • 託児サロンを現在利用させてもらっています。大変助かっています。月に1回だけでなく、週に1回程度に増やして頂けるともっとありがたく思いました。また、利用時間の延長も検討して頂けると幸いです。甲府などに用がある時、9時~12時だと厳しいです。(1歳/(父) フルタイム/ (母) パート・アルバイト) • センターのおもちゃを整理(壊れているもの、バラバラで遊べないものなど)して、もっと日中、決められた日以外も遊びに行ける環境にしてほしいです。おままごと、車のおもちゃ、ボールなど子供たちが片付けやすいように場所を決めてほしいです。(3歳/(父) フルタイム/ (母) 以前は就労していた) • 公園などをもっときれいにしてほしい。子どもが遊べる場所がほしい。センターのおもちゃをもっと他の市町村とかの支援センターみたいにキッチンなど増やしてほしい。気軽にいけるようにしてほしい。(3歳/(父) フルタイム/ (母) パート・アルバイト)
公園等の整備について	<ul style="list-style-type: none"> • 送迎なくても学校またはその周辺で遊べる環境や習い事(野球はあるが)がない。送迎が必要なことが多い。そのため、子供たちが自分たちで人間関係を築きづらい環境にあると思う。村の中心に大きな公園等があると、子供たちが集まって自由に遊べると思う。児童クラブも男性、女性両方の支援員が必要だと考える。家庭環境または子供の内面的な資質も昔と違い、複雑かつナイーブだと思う。母性的な関わりだけでなく、男性的な対応も必要かもしれない。(6歳/(父) フルタイム/ (母) フルタイム) • 公園など、子供が遊べる所をもっと改善してほしい。定期的に公園の掃除(草むしりなど)、遊具のメンテナンスや新しい遊具にしてほしい。鳴沢村はあまり遊ぶ場所がないような気がします。(2歳/(父) フルタイム/ (母) 以前は就労していた)
ファミリー・サポート、病児・病後児保育等について	<ul style="list-style-type: none"> • この地域だけでなく、日本全体に言えることだが、もっと女性が働きやすい(働ける)環境を作って欲しいと思う。保育園に預けていても、少し具合が悪ければ、職場に電話が来て呼び出され、その後、数日休ませてくれと言われ、それでは働けない。子供の具合が悪い時にみてる場があると、本当に助かる。私達の親世代もまだ働いていることが多く、頼れないことも多いので、そういう施設や環境作りをお願いしたいです。(2歳/(父) フルタイム/ (母) パート・アルバイト(育休中)) • 鳴沢村に病児保育が出来ると非常に助かります。鳴沢に住んで、まだ数年しかたってません。なので、どんな習い事があるのか教育環境がもう少し詳しく教えて欲しいです。(4歳/(父) フルタイム/ (母) パート・アルバイト)

	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポート制度を導入してほしい。遊具をもっと充実してほしい。雨の日や休日に遊べる場がほしい。(4 歳/(父) フルタイム/ (母) パート・アルバイト)
	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートがあればよい。(5 歳/ (母) フルタイム)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 習い事などもっと家の近くで色々あると嬉しい。村として、体操教室(体を動かす教室)やグローバル英語教室などのサポート力を増やして欲しい。後、県外から来た人へのサポートも強化して欲しい。他所から見ると親戚の絆が強すぎる。(6 歳/(父) フルタイム/ (母) パート・アルバイト) 土日に利用出来る施設がない(図書館があるとよいと思う)。遊べる公園が少ない。結局、村外へ出かけてしまう。(3 歳/(父) フルタイム/ (母) フルタイム) 非常によくしていただいていると思います。今後も子育て事業に力を入れてほしいと思います。(5 歳/(父) フルタイム/ (母) 以前は就労していた) 鳴沢村は教育や保育環境がとてよく、とてもありがたく思っています。今後もぜひ、子供達のためによりしくお願いしたいです。(6 歳/(父) フルタイム/ (母) フルタイム) 河口湖の未来創造館(子供が遊ぶところ)を鳴沢村民も利用できたらいいのに、と思います(鳴沢村にはいつも開いているこのような施設がないので)。(1 歳/(父) フルタイム/ (母) パート・アルバイト) 保健師さんや栄養士さんがとても話しやすく、疑問点等が相談しやすい。総合センター 2 階に子供を遊ばせに連れて行くことが出来ると聞いたのだが、何時から何時まで利用できるのか、休みの日など利用できない日があるのか、1 階の畳の部屋は利用できるのか等、利用方法を一度か、定期的に広報で教えてほしい。突然連れてっていいのだろうか。(1 歳/(父) フルタイム/ (母) 以前は就労していた) 鳴沢ゴルフへの道路を県外車や仕事の車などがスピードを出していることがあるので、歩行者に対する安全対策をしていただけると登下校時など安心です。(0 歳/(父) フルタイム/ (母) フルタイム(育休中))

<小学生>

現状で満足	<ul style="list-style-type: none"> • 学校が終わってからセンターで子供を見てもらえるのは本当に助かっています。子どもも楽しんで行っています。ありがとうございます。(1年生／(父)フルタイム(母)パートなど)
	<ul style="list-style-type: none"> • 遊学館とても感謝しています。人と接するのが苦手な子が今は楽しく行って嬉しそうです。ありがとうございます。(1年生／(父)フルタイム(母)パートなど)
	<ul style="list-style-type: none"> • 低学年で下校時間が早く、迎えに行けない日は遊学館で預かっていただき、大変ありがたいです。友達と放課後に遊べる場所もなく、各家庭も遠いので、センターで遊べることもとても良く、安心して遊ばせられます。無料で行っている習い事も楽しく参加させていただき、なかなか出来ない経験をする事ができ、ありがたいです。(2年生／(父)フルタイム(母)パートなど)
	<ul style="list-style-type: none"> • 遊学館があり、大変助かっています。安心して子供達が遊んだり、勉強したり、習い事ができる環境なので、現状通りのままでぜひお願いしたいです。(2年生／(父)フルタイム(母)パートなど)
	<ul style="list-style-type: none"> • 鳴沢は他よりも恵まれていると思います。センターの利用も長期休みも行けてすぐ助かっています。(3年生／(父)フルタイム(母)フルタイム)
	<ul style="list-style-type: none"> • 遊学館については大変助かっています。安心して子供達が遊んだり、勉強したり、習い事も遊学館に先生が来てくれるし、夏休みにはいろいろな体験教室もしてくれるので親としてはありがたいです。このまま現状通りのままでお願いしたいです。(4年生／(父)パートなど(母)パートなど)
	<ul style="list-style-type: none"> • センターが無料で、夏休みも冬休みも見ていただいて有り難いです。センターで行われている囲碁教室に喜んで通っていて、無料で有り難いです。センターのじゅうたんが、夏に足の汗で臭うのでフローリングで床暖房だと衛生的で有り難いです。(4年生／(父)フルタイム(母)パートなど)
	<ul style="list-style-type: none"> • 他の市町村に比べ、鳴沢村は教育、保育環境が充実していると思います。安心して子育てができる環境とても感謝しています。鳴沢村でしかできないことを子育ての一環に入れてもらうと、もっと素敵な村になると思います。子育て世代の人々が、住みやすさを実感できる魅力のある村であってほしいと思います。(2年生／(父)フルタイム(母)パートなど)
	<ul style="list-style-type: none"> • 遊学館はとても良くしてくれ、子供の事もしっかり見ていて、とても助かっています。相談にも乗ってくれるので感謝しています。先生方も良いので子供がいきいきしています。ありがとうございます。(4年生／(父)フルタイム(母)パートなど)
	<ul style="list-style-type: none"> • 子育てに関して、地域や学校での支援も手厚く、とても良い環境だと感じています。これからもより良い環境になれば幸いです。(3年生／(父)(母)フルタイム)
<ul style="list-style-type: none"> • 鳴沢村では無償で遊学館を利用でき、両親の就労にも関わらず利用させてもらえるのはとても助かります。放課後も宿題をしたり、友人と遊んだり、とても 	

	<p>貴重な時間になっているのでありがたいです。(4年生／(父)フルタイム(母)以前は就労していた)</p> <ul style="list-style-type: none"> センターは、このまま高学年の子も見てもらえる環境でいてもらいたい。高学年の子は利用しない子が多いが、何かあったらセンターで、ということが共働きの両親にとっては安心する。(5年生／(父)フルタイム(母)パートなど) 教育にとっても熱心で良い環境にいられ、嬉しく思います。市や町にはない、子供の参加出来る行事やお祭りなど、鳴沢村に育ててもらっている感じがし、とても感謝しています。(5年生／(父)フルタイム(母)パートなど) 遊学館があり、大変ありがたいです。今は一人で下校して帰れますが、低学年の頃は仕事の時間がバラバラでしたので、急遽センターに下校させることが出来ました。登録制でないため、行っても行かなくても連絡せずに対応していただけることも、本当にありがたく助かっていました。先生方も温かく、安心です。(5年生／(父)フルタイム(母)パートなど) センターでよくみてもらい、感謝しています。地域の方(少年野球団)でも温かく指導していただき、ありがたいです。また、スポーツ施設も使用させていただき、ありがとうございます。(6年生／(父)フルタイム(母)フルタイム) 鳴沢村は教育や保育環境はとても良いと思っています。(6年生／(父)フルタイム(母)パートなど)
<p>現状で満足+要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> センターが無料で先生が3人もいてありがたい。そろばん教室に通っているが、助かる。センターがフローリングだと、衛生的でありがたい。(6年生／(父)フルタイム(母)パートなど) 周辺の市町村の放課後の児童クラブなどでは、ほとんど利用料がかかると聞いています。そんな中、鳴沢村では無料のまま頑張っていただいて、本当に恵まれていると思います。今後もできれば利用制限などを設けず、維持していただけると助かります。(困った時のセンター頼み) 土日でも利用出来るとさらに助かりますが、難しいかな?とも思います。(4年生／(父)フルタイム(母)以前は就労していた) 鳴沢村は子育てをするには大変よい環境であり、サポートも充実していると思います。とても感謝しています。ありがとうございます。ただ、病時保育施設は賛成できません。仕事の代わりは誰でも出来ると思います。でも親の代わりは誰にもできません。病気になった時ほど、子は親を必要だと思います。子供が病気やケガになった時に仕事を休めやすい社会になればありがたいですね。(3年生／(父)フルタイム(母)フルタイム)
<p>ファミリーサポートについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ファミリーサポートがあったら良いと思います。送迎や土日に見てほしい時がある。(1年生／(父)(母)フルタイム) ファミリーサポート制度がほしい。開かれた学校づくりをお願いしたい。(1年生／(父)フルタイム(母)パートなど) ファミリーサポートがあればいいと思う。土日や残業の時に子供を見てくれる人

	<p>がいと助かる。(5年生／(父)(母)フルタイム)</p>
学童の充実や送迎について	<ul style="list-style-type: none"> 学校内に放課後児童クラブのようなサポートがあると下校の心配が少なくなると思います。また、学校内で放課後に習い事ができるような教育環境があると子育て支援がとても充実されると思います。(他県で実施しているケースがありました) (3年生／(父)フルタイム(母)フルタイム) 送迎が必要なことが多い(習い事、いきいき広場等公園に行く時)。平日仕事をしていると厳しく、自由に遊ぶ時間、友達と遊ぶ機会も少ないと感じる。放課後も学校で自由に遊べると良い。児童クラブも、男性と女性両方の支援員が必要だと考える。家庭環境や子供の内面も複雑さやナイーブな様子が見られるので、母性だけでは子ども自身、本心が出せない部分もあるのではないか。特に、高学年の子供達を見ると、男性の支援員がいると良いと感じる。他地域に比べて子供同士仲が良く一体感はあるが、幼さも見られる。地域を越えて様々な環境に触れてみるのも良いかもしれない。(2年生／(父)フルタイム(母)フルタイム) 別荘地～小学校の間、子供の足を確保して欲しい(バスでもタクシーでも)。小学生のうちはどうにかありますが、中学生になり部活動が始まると、通常のスクールバスの運行時間ではなく、30分ほど遅くなり、送ると親の出勤が間に合いません。第1子では夏休みの部のため毎日1時間母親が遅刻して出勤しました。業務に滞りがなかったからどうにかりましたが、冬休み中はちょうど忙しい時期と重なり、今から不安です。(3年生／(父)フルタイム(母)フルタイム)
公園について	<ul style="list-style-type: none"> 公園の遊具の充実。休日に天気が悪い日でも室内で遊べる所が欲しい。もっと開かれた学校作りをお願いしたい。(4年生／(父)フルタイム(母)パートなど) 以前、公園にタイヤをぶら下げた遊具があり人気だったのですが、危険のため撤去されてしまいました。安全は大事ですが、何でも危ないからと無くしてしまうのは反対です。子供が公園でお菓子を食べ、ゴミを捨てていることがあります。子供にゴミを持って帰ろうというのは難しいと思うので、ゴミ箱を置いて回収して下さったらいいのに、と思います。とても良い環境なので、もっと外で遊んでほしいと思います。(5年生／(父)フルタイム(母)パートなど)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害の子供達への理解がまだまだ足りません。小学校でも関わってくださる先生(支援の先生)は分かっていますが、他は理解している先生は少ないです。先生だけでなく、もう少し村でも理解してほしいです。認めない親も多いです。発達障害は増えているのに社会はまだ冷たいです。(2年生／(父)フルタイム(母)パートなど) 鳴沢出身の方は子育てがしやすいと思うが、他市町村から来た人に対してはあまり良いとは言えない。(4年生／(父)フルタイム(母)フルタイム(育休中)) 中学校までは子育て環境が充実しているが、高校へ通学するのが大変だと思います。(4年生／(父)フルタイム(母)フルタイム)

- 鳴沢村は小学校までの子育て環境は非常に良いと思う。中学校はそれなり。ただ、高校は通学に問題あり。バスがないので親の送迎が必要。フルタイムで働いていると苦勞する。ただ、鳴沢村は人数が少なく人間関係も良いので、知り合いに頼みやすい。引っ越してきた方などは苦勞していると思う。バスが開通するのが一番良いが、高校生には通学手当みたいな物があっても良いと思われる。送迎を考えて長く働くことが難しい。(5年生／(父)以前は就勞していた(母)パートなど(育休中))
- 制度がよく分からない。(6年生／(父)フルタイム(母)フルタイム)



第3章 第1次子ども子育て支援事業計画の事業実施状況及び課題

1. 保育サービスや保育支援サービスの見込値及び実績値

(1) 教育・保育事業

■ 1号認定

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号：3-5歳教育	見込値	2人	2人	2人	2人	2人
	実績値	2人	3人	5人	5人	4人
	差	0人	1人	3人	3人	2人

■ 2号認定

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号：3-5歳教育	見込値	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人	0人	1人
	差	0人	0人	0人	0人	1人
2号：3-5歳保育	見込値	64人	66人	64人	67人	68人
	実績値	64人	65人	65人	66人	62人
	差	0人	▲1人	1人	▲1人	▲6人

■ 3号認定

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号：0歳保育	見込値	5人	5人	5人	5人	5人
	実績値	3人	3人	5人	2人	3人
	差	▲2人	▲2人	0人	▲3人	▲2人
3号：1-2歳保育	見込値	31人	31人	32人	32人	33人
	実績値	23人	23人	24人	25人	22人
	差	▲8人	▲8人	▲8人	▲7人	▲11人

* 4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■ 延長保育事業

認可保育所において、標準時間保育や短時間保育の前後に時間を延長して保育を行う事業

単位：人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
見込値	17人	18人	18人	18人	18人
実績値	39人	35人	57人	61人	51人
差	22人	17人	39人	43人	33人

* 令和元年度は1月末現在の数値

■ 放課後児童健全育成事業

保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生に対し、授業終了後に児童館や小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を与える事業（本村では遊学館が本事業となります）。

単位：人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
見込値	51人	51人	50人	52人	52人
実績値	60人	58人	59人	53人	53人
差	9人	7人	9人	1人	1人

■ 地域子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。

単位：人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
見込値	0人	0人	0人	0人	0人
実績値	—	—	—	—	—

* 村では実施していません。

■ 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援情報の袖手・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施する事業

単位：人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
見込値	68人	69人	70人	71人	72人
実績値	120人	72人	100人	135人	146人 (見込み)
差	52人	3人	30人	64人	74人

* 総合センター「ちびっこサロン等」の利用者

■ **一時預かり事業（幼稚園・認定こども園一時預かり）**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を幼稚園・認定こども園で一時的に預かる事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
見込値	0人	0人	0人	0人	0人
実績値	—	—	—	—	—

*現時点で幼稚園・認定こども園は村内になく、他市町村に通園している状況のため、村としての実績はないものとなります。

■ **一時預かり事業（保育所）**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育園（所）で一時的に預かる事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
見込値	153人	156人	154人	159人	162人
実績値	—	—	—	—	—
差	—	—	—	—	—

*村では実施していません。

■ **病児病後児保育**

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由で家庭において保育を受けることが困難となった子どもを保育所、認定こども園、病院、診療所等で保育する事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
見込値	0人	0人	0人	0人	0人
実績値	0人	0人	0人	0人	0人

*村単独では実施していませんが、県の広域連携にて実施しています。

■ **子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
見込値	—	—	—	—	—
実績値	—	—	—	—	—

*村では実施していません。

■ **利用者支援事業**

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行う事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
見込値	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
実績値	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

2. 各事業の実施状況

■要保護児童への決め細やかな取り組み■

子どもの人権に関する意識啓発

事業	担当部局
1) 子どもの人権に関する意識啓発	住民課
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗している。子どもたちへ年に1回、人権啓発グッズを配布するなどし、人権について考える機会としました。	

子どもへの虐待防止対策の充実

事業	担当部局
1) 児童虐待に関する啓発活動の推進	住民課 福祉保健課
2) 相談機能の充実	福祉保健課
3) 関係機関等との連携	住民課 福祉保健課 教育委員会
4) 児童虐待の通報先の広報	住民課 福祉保健課 教育委員会
5) 育児不安を抱える家庭への支援	住民課 福祉保健課
6) 地域における見守り体制の充実	住民課 福祉保健課
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗している。	

ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業	担当部局
1) 相談事業の充実	福祉保健課 (民生児童委員・主任児童委員) 住民課 (人権擁護委員) 総務課 (行政相談員)
2) 生活支援の充実	福祉保健課

《実施状況》

事業は概ね計画どおり進捗しています。今後、離婚、転入、配偶者の死亡など、ひとり親に該当となる際は戸籍で手続きを行うため、戸籍担当からの情報提供が早期対応には不可欠となります。

障害・発達に問題のある児への施策の充実

事業	担当部局
1) 相談・指導・療育体制の充実	福祉保健課
2) 障害のある乳幼児への保育の拡充	住民課
3) 障害のある乳幼児への生活支援	福祉保健課
4) 障害のある児童への就学支援	住民課 福祉保健課 教育委員会
5) 障害のある児童への就業支援	福祉保健課

《実施状況》

事業は概ね計画どおり進捗しています。H30年に富士北麓圏域で児童部会が発足し、広域的な視野で協議する場ができた。今後も市町村単位ではなく、富士北麓圏域で検討していく必要があります。

■ゆとりを実現する地域における子育て支援■

保育サービスの充実

事業	担当部局
1) 要保育児童数に見合った受入れ体制の確保	住民課
2) 多様なニーズに対応した保育サービスの充実	住民課
3) 保育サービスの質の向上	住民課
4) 地域に開かれた保育所の構築	住民課
<p>《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。保育サービスの質の向上の取組として、年に2～3回、外部講師に招き、救急・救命、アレルギー児への対応、虐待等についての勉強会を実施しました。</p>	

子育ての不安や悩みの解消

事業	担当部局
1) 子育て相談、情報提供の充実	福祉保健課 住民課
2) 親同士のコミュニケーションによる不安や悩みの解消	福祉保健課
3) 保育つきイベントの推進	福祉保健課
<p>《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。</p>	

地域における子育て支援サービスの充実

事業	担当部局
1) 住民の子育て支援活動の拠点整備	住民課 福祉保健課 教育委員会
2) 住民参加による相互扶助サービスの推進	住民課
3) 遊学館の充実	住民課 教育委員会
<p>《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。住民参加による相互扶助サービスとしては、育成会の体験学習などを実施しています。令和元年度は、小学2年生：カレーづくり体験（5月）、小学3年生：社会見学（河口湖周辺）（9月）、小学4年生：海の学校（8月）、小学5年生：自然体験学習（7月）、小学6年生：社会見学（ディズニーランド）（4月）、中学2年生：社会見学（ディズニーシー）（11月）及び小学4～6年生までの児童に対し、体力向上活動として綱引き（11月～12月）を実施しました。また全学年を対象に地域の文化に触れる活動として全学年が地域の文化に触れる活動：子ども御神輿巡行（4月・9月）、体力向上活動としてラジオ体操（7月）を行っています。</p>	

経済的支援の充実

事業	担当部局
1) 保育料の適正化	住民課
2) 各種制度の継続的实施と周知徹底	福祉保健課
<p>《実施状況》</p> <p>事業は概ね計画どおり進捗しています。計画期間中には子ども医療費助成に関しては、対象年齢を15歳から高校卒業相当の18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大しました。また、平成31年4月からは、三世帯世帯の同居・近居のために住宅を取得する場合や改修工事をする村民に補助金を交付し、子どもを産み育てやすい環境づくりや高齢者の孤立防止など家族の支え合いを促進しています。</p>	

■ 職業生活と家庭生活の両立 ■

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現のための環境づくりの促進

事業	担当部局
1) 企業・事業所に対する啓発事業の推進	企画課
2) 仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実	住民課
<p>《実施状況》</p> <p>事業は概ね計画どおり進捗しています。ワーク・ライフ・バランスの啓発については、広報で仕事と子育ての両立について、企業や事業所にも取組を呼びかけました。</p>	

男女共同参画意識の啓発

事業	担当部局
1) 家庭内での男女共同参画意識の啓発	総務課
<p>《実施状況》</p> <p>事業は概ね計画どおり進捗しています。</p>	



■母と子の健康の確保と増進■

母子の健康確保・増進への支援

事業	担当部局
1) 安全な妊娠・出産への支援	福祉保健課
2) 新生児訪問・産婦訪問指導	福祉保健課
3) 乳幼児健康診査及び事後指導の充実	福祉保健課
4) 学校保健安全法による健康診査等の充実	教育委員会
5) 母と子の疾病予防対策の推進	福祉保健課
6) 母と子の歯科保健対策の推進	福祉保健課
7) 小児救急法講習会の充実	福祉保健課
8) 子ども医療費助成の充実	福祉保健課
9) 母子愛育会活動の充実	福祉保健課
<p>《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。また、平成 30 年度から、産婦健診（産後 2 週間、1 ヶ月）を開始し、マタニティーブルーや産後うつ等の早期発見の指標として取り組みました。</p>	

食育の推進

事業	担当部局
1) 子ども料理教室の実施	福祉保健課
2) 給食を通じての食に関する指導の充実	住民課 福祉保健課 教育委員会
3) 食生活改善部会活動の充実	福祉保健課
<p>《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。食生活改善部会については、活動が低迷してしまったため、事業終了としています。</p>	

小児医療の充実

事業	担当部局
1) かかりつけ医の普及	福祉保健課
2) 小児救急医療体制の整備	福祉保健課
<p>《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。</p>	

思春期保健対策の推進

事業	担当部局
1) 思春期のこころのケアに関する体制の整備	教育委員会
2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育の推進	教育委員会 福祉保健課
3) 性教育の推進	教育委員会 福祉保健課
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。	

■心身ともにたくましい人づくり、親づくり■

次代の親の育成

事業	担当部局
1) 学校教育や生涯学習などを通じた母性・父性意識の育成	教育委員会
2) 中学・高校生と乳幼児とのふれあい体験の推進	住民課
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。	

家庭教育の充実

事業	担当部局
1) 家庭教育に関する学習機会の充実	教育委員会 住民課 福祉保健課
2) 親子のふれあい事業の充実	教育委員会 福祉保健課
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。	

子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育の充実

事業	担当部局
1) 確かな学力の向上	教育委員会
2) 豊かなこころの育成	教育委員会
3) 多様な企画・参加型の体験学習の推進	教育委員会
4) 信頼される学校づくり	教育委員会
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。	

地域の教育力の向上

事業	担当部局
1) 地域における子育て意識の啓発	教育委員会 住民課
2) 地域の人材の活用・育成	教育委員会 住民課 福祉保健課
3) 子育て関連機関の連携強化	教育委員会 住民課
4) 地域ぐるみで子どもを育てる活動の推進	教育委員会 住民課 福祉保健課
5) 地域におけるスポーツ活動の推進	教育委員会
6) 地域における文化活動の推進	教育委員会
<p>《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。毎年、未就学児や小学生も対象となる「富士・鳴沢紅葉ロードレース」を開催するなど、子どもへスポーツの取組を推奨してきました。</p>	

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業	担当部局
1) 有害環境の浄化	教育委員会
2) 情報モラル教育の推進	教育委員会
<p>《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。今後の課題として情報モラル教育については、近年のソーシャルメディアの普及により、子どもにとっての有害な情報を簡単に入手できるため、より一層の推進が必要となります。</p>	



■子育てにやさしい生活環境の整備と子どもの安全の確保■

安全・快適な道路、公共施設の環境整備

事業	担当部局
1) 安全な道路交通環境の整備	企画課
2) 公共施設のバリアフリー化	総務課 教育委員会
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。	

屋内外の遊び場の整備と有効活用

事業	担当部局
1) 屋外の遊び場の整備	住民課 総務課 振興課
2) 屋内の遊び場の整備	住民課 教育委員会
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。屋外での遊びや散策に支障のないよう、村内8ヶ所の公園・広場の遊具点検を含む維持管理を実施しました。また、遊学館を開放し、屋内で気軽に集まれる居場所づくりに努めました。	

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業	担当部局
1) 交通安全意識の啓発・高揚	企画課 住民課 教育委員会 振興課
2) チャイルドシート購入費の補助	住民課
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。チャイルドシートの購入補助や、交通安全キャンペーンを開催し、交通安全への啓発活動を行いました。	

子どもを犯罪被害から守るための対策の推進

事業	担当部局
1) 地域安全情報の提供、共有化	総務課 教育委員会
2) 地域の自主防犯活動の推進	総務課 教育委員会
3) 防犯灯の設置	総務課
《実施状況》 事業は概ね計画どおり進捗しています。防災情報をメール配信、防犯等の点検・設置等を実施しました。	

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

豊かな自然のなか、わが子にのびのびと育てほしい。そんな願いを実現できる環境が、本村にはあります。本村では地域全体で親子を見守り、はぐくんでいくための施策に取り組み、ほぼ計画どおりに遂行されました。ニーズ調査結果においても、子育て環境・子育て施策に満足している声が多く聞かれます。しかし、統計データでも見たとおり、核家族化や共働き家庭の増加といったライフスタイルの多様化もあり、子育てへの不安や悩みはこれまで以上に生じやすくなっています。

そこで、第2期鳴沢村子ども・子育て支援事業計画では継続的な子育て支援の重要性から、第1期の基本理念を踏襲し、支援の充実を図ります。

《基本理念》



自然とゆとりのなか
子と親の笑顔をはぐくむむら なるさわ

2. 計画の基本目標

基本理念を実現するために、以下に示した5つの基本目標を掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

基本目標1 安心して妊娠・出産・子育てし、子どもが健やかに育つ環境づくり

安心して妊娠、出産、子育てが行えるよう、また、子どもの健やかな成長を見守るために、母子保健における各種健康診査や訪問指導などを実施し、母子の健康の保持増進、子どもの心身の発達を助け、ひいては生命を脅かす恐れのある疾病からの予防・改善、母親の育児ストレスによる産後うつなどに対し、早期発見・予防に努めることが必要です。

また、乳幼児期は、疾病に羅かんしやすいため、感染予防の取り組みやアレルギー性疾患への対応、むし歯予防等、子どもの医療を充実させるほか、子どもの発達に伴い危険性が高まる誤飲、溺水、転倒・転落、やけどなどの事故に対する対策を周知していく必要があります。さらに、身体の危険だけでなく、思春期における心身のケアや有害環境への対策も重要となっています。

基本目標2 ゆとりを実現する子育て支援

計画の基本理念である「自然とゆとりのなか 子と親の笑顔をはぐくむむら なるさわ」を実現していくためには、子どもの立場、保護者の立場、子育て家庭を支える地域の立場に立った取り組みが必要です。

本村では、子育て世代の女性の就労率が高く、保育サービスのニーズは今後、増加すると見込まれます。また核家族化の進行、地域における人と人のつながりの希薄化などにより、近隣に相談できる仲間や頼れる人が少ないことにより、子育てや育児に関する不安や悩みを抱え、負担を感じる人が増えています。

保護者の育児不安を解消し、精神的なゆとりをもたらすため、子育てに際して保護者が必要とする多岐にわたる情報を整理・選別し、情報を受け取る側にとって利便性の高い、子育て世代のライフスタイルにあった形での情報発信に努め、気軽に相談しやすい環境づくりや、子育て中の親子が互いに交流できる場、仲間づくりにつながる場の充実が必要とされています。

また、若い世代にとって、子育てに要する経済的なコストが育児への負担感を増加させ、ひいては少子化の大きな一因になっていると考えられており、継続的に経済的支援の充実に努めます。

基本目標3 要保護児童へのきめ細やかな取り組み

次代を担う子どもたちの健やかな成長を促していくためには、障害や発達の違い等に関わらず、子ども一人ひとりに適切な支援を行う必要があります。

また、近年、少子化や核家族化が進展し、子育て家庭の孤立化による子育て不安、ストレスから虐待にいたる痛ましい事件も見受けられ、社会問題となっています。

虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、子どもの尊厳を守るとともに、虐待の未然防止及び発生した場合での迅速な対応が求められます。

また、障害児等、配慮を必要とする子どもや、ひとり親家庭等への継続的な支援の充実に努めます。

基本目標4 心身ともにたくましい人づくり、親づくり

少子化や核家族化に伴い、成長過程において乳幼児とのふれあいの経験がないまま大人になり、自分が家庭を持った場合に、子どもにどう接したらいいのか分からないなど基本的な育児に不安を感じてしまう保護者が増加しています。

将来、家庭を築き、安心して子どもを生み育て、次代の社会を支える自信につながるよう、子どもを生み育てることの意義を伝えるとともに、親となって戸惑うことのないよう、乳幼児とふれあう機会をつくるなどの取組を継続して実施していく必要があります。

また、家庭教育は、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身につけさせるためのしつけを行うなど、人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っていることを踏まえ、家庭での教育の持つ社会的な役割の認識を保護者に深めてもらい、家庭の教育力を高められるよう学習機会の充実を推進します。

さらに、情報化、グローバル化、価値観の多様化など大きく変化していく社会を生きる子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むことが重要であり、学校教育の質を高め、確かな学力の向上とともに、地域の人材及び教育的資源を生かしながら子どもたちの活動の場を広げ、社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。

基本目標5 子育てにやさしい生活環境の整備と子どもの安全の確保

安全で快適に暮らせる環境は、子どもがのびのびと育ち、ひいては親が子どもを安心して生み育てられる環境づくりへの第一歩であるといえます。

小さな子どもを連れての外出には、不便さや危険を伴うことが少なくないことから、安心して子育てするために、子どもや子どもを連れた親の視点に立った快適で安全な環境の整備に努めます。

また、遊びは子どもの成長にとってなくてはならないものであり、重要な意義を持っています。友だちと一緒に遊び、時にはケンカもしながら、子どもたちは自分自身を知り、友だちと心を通わせ協力することを学びます。遊びを通して感覚を働かせ、身体を動かすことで、体力や知恵、創造力を身に付けていく効果もあります。本村では、既存の公園・施設を整備し、有効活用を努めるとともに、子どもたちがのびのびと安全に遊ぶことができ、子どもや様々な層が楽しめる施設づくりに留意し、子どもを連れて気軽に出かけられることができる生活環境の充実を目指します。

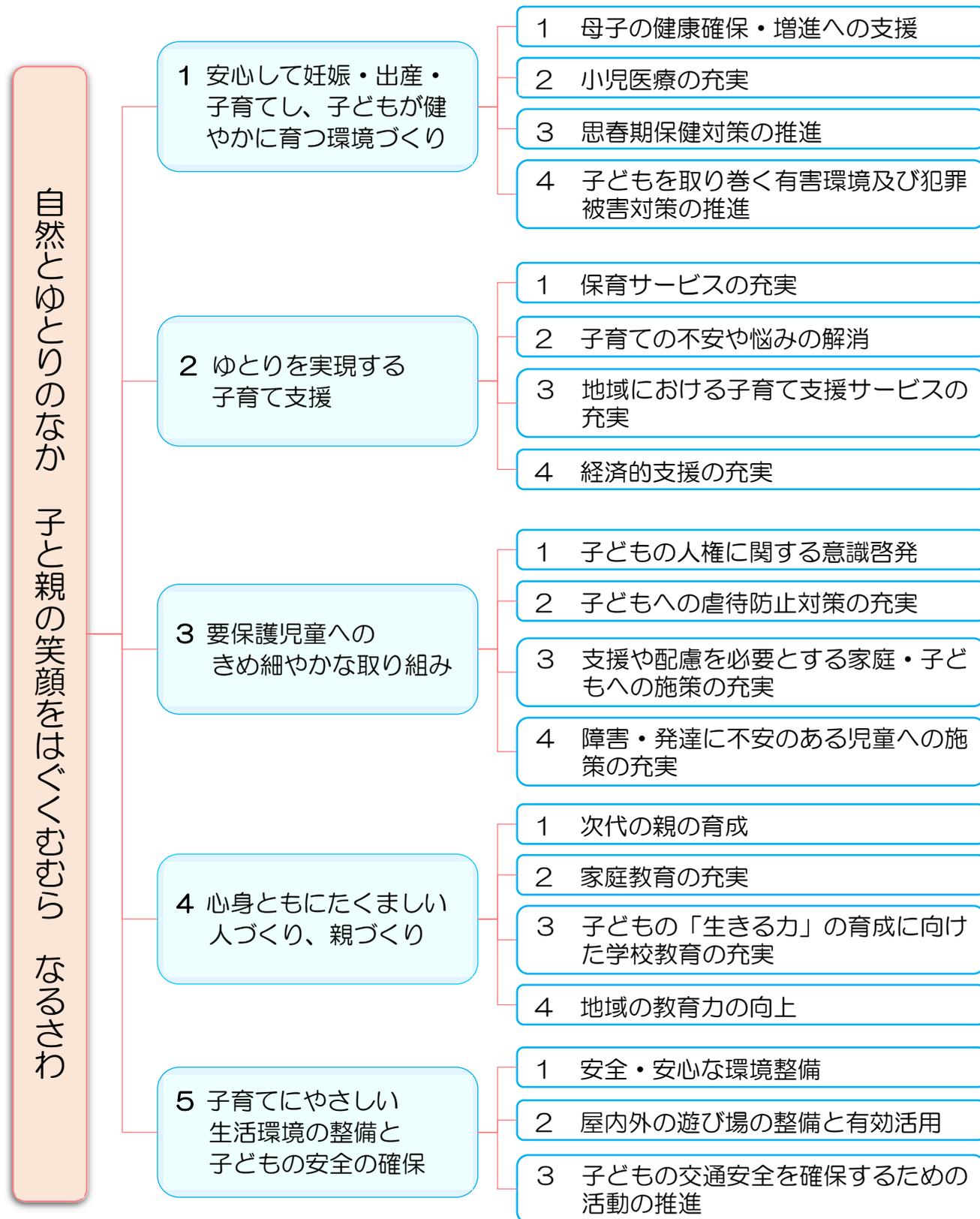


3. 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施 策】



第5章 目標実現のための施策



基本目標1 安心して妊娠・出産・子育てし、子どもが健やかに育つ環境づくり

施策1：母子の健康確保・増進への支援

安心して妊娠期間を過ごし、出産、子育てを行うことは、子どもを授かった親の願いです。医療の発達により、日本の周産期死亡率は諸外国と比べても低率でトップクラスにありますが、近年は女性の社会進出等に伴う晩婚化・晩産化傾向により、合併症のリスクが上昇する高年齢での妊娠・出産が増えています。低出生体重児の割合も増加しており、安全な妊娠・出産、育児につなげられるよう、妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状態等を定期的に確認する各種健康診査や訪問指導などが重要となります。

また、妊娠・出産は大きな喜びと同時に、短期間での心身の大きな変化や出産後の子育てに対して不安や悩みを生じやすいものです。核家族化が進む中、身近に支援や相談相手がない家庭もみられることから、母親が精神的にも安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援をしていく必要があります。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 安全な妊娠・出産への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠に関する相談・出産への支援 妊娠届け時に、本村が実施する各種母子保健サービスについての説明や教室への参加勧奨を行うなど、妊婦相談を実施します。特に、ハイリスク妊婦には地区担当の保健師が相談・指導を継続的に実施します。また、不妊で悩み、不妊治療を実施・検討している夫婦に対し適切な情報提供と相談を行います。また、妊娠中期と妊娠後期に1回ずつ保健師より電話で健康状況の把握と不安や悩み相談をしながら、情報提供を行います。 ● 妊産婦健康診査の充実 妊娠期の健康管理及び安全で快適な出産のため、また妊婦に対する健康診査の充実を図るため、健診票を発行します。 ● 妊婦・乳児に対する学級の実施 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と親としての意識の醸成を図るとともに、妊婦への呼びかけを、母子健康手帳発行時に行い、妊婦どうし、妊婦と乳児の母親の交流機会（ぱくぱく教室）を提供します。 ● 妊産婦に対する訪問指導 安全で快適な出産、妊娠中や産後の心身の健康管理等を目的として、必要に応じて保健師等が家庭に訪問して指導し、治療が必要な場合には受診勧奨を行います。また、妊娠・出産・産後に生ずるストレスの軽減を図り、マタニティーブルーや産後うつ病等の早期発見・治療を行うための支援をします。 	福祉保健課

項目	事業の概要	担当課
2 新生児訪問・産婦訪問指導	<p>生後早期に全家庭を保健師が訪問し、出産状況等の確認、体重計測、発達チェックを行うとともに、健康管理に必要な知識と適切な情報提供、本村の母子保健サービス・予防接種等についての紹介・説明、さらには相談に応じて必要なアドバイスを行います。</p> <p>また、交流の場としてのサロン・サークルへの参加を勧奨します。必要に応じ、栄養士による訪問を行います。</p>	福祉 保健課
3 乳幼児健康診査および事後指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査の充実【4か月児、7か月児、10か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児】 乳幼児に対する健康診査を充実し、疾病や障害の早期発見並びに心身の健全な発育を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。また、健診機会での絵本の読み聞かせを通し、親子のふれあいを推進します。 ● 継続指導が必要な子どもへの対応 各種乳幼児健診等で継続して指導が必要な子どもの家庭に保健師等が訪問して状況確認を行うとともに、精密検査や専門機関への紹介、個別相談などへ繋がります。注意欠陥多動性障害（ADHD）や自閉症スペクトラムをはじめとする発達障害など、多様化する問題に対応できるように、専門相談員等の確保を含め、児童相談所・関係機関と連携します。 ● 健診未受診者への対応 乳幼児健診の未受診者には、訪問等の方法により状況の確認を実施します。 	福祉 保健課
4 学校保健安全法による健康診査等の充実	<p>学校保健安全法に基づく各種定期健康診査により、疾病の早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進します。必要により、保育所・地域の医療機関、その他関係機関と連携を図ります。</p>	教育 委員会
5 母と子の疾病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児から始める生活習慣病予防事業の実施 生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために、乳幼児・児童を持つ親等を対象に、子どもの生活リズムの確立や食生活、歯の健康等について、意識の啓発と知識の普及に努めます。 ● 予防接種の実施 保護者への周知が課題となっているため、予防接種に対する親の意識を高め、各種予防接種の接種実施率の向上に努めます。未接種児に対しては、個別にフォローしていきます。 	福祉 保健課

項目	事業の概要	担当課
6 母と子の歯科保健対策の推進	<p>ライフサイクルを通して歯科保健への意識を高め、きめ細かい健診や歯磨き指導により、う歯罹患率の低減を図るとともに、歯磨き習慣の確立、歯の知識の向上等を図っています。</p> <p>幼児に対しては、1歳6か月、2歳、3歳児健診で歯科健診を実施し、1歳6か月、2歳児健診でフッ化物塗布受診券を1人3枚配付しています。また、2歳児健診時に染め出し、歯磨き指導を行い、3歳児健診時の虫歯ゼロの子どもを表彰することで、歯の健康づくり意識の高揚を図ります。</p> <p>妊婦に対しては、胎児期からの歯科保健の大切さを指導し、妊婦本人に対しての歯科健診を医療機関へ委託して実施します。</p>	福祉 保健課
7 小児救急法講習会の充実	<p>乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転倒・転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、心肺蘇生法や人工呼吸など適切な応急処置等に関する教育、情報提供に取り組みます。</p>	福祉 保健課
8 子ども医療費助成の充実	<p>対象を出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとした医療費助成を実施し、子どもの健康について引き続き支援します。</p>	福祉 保健課
9 母子愛育会活動の充実	<p>住民のニーズを把握し、班員の研修等により母子愛育会の活動をよりいっそう活性化させ、妊婦への肌着の配付、声かけ運動等、地域全体で子育てを見守る取り組みを推進していきます。</p>	福祉 保健課
10 子ども料理教室の実施	<p>小さい頃から食の大切さを知り、親子で調理する楽しさや家族と一緒に食べる大切さを理解してもらうことで、生活習慣病や食事のマナーを学ぶ足がかりとします。保育所や小学校・食生活改善推進委員会の連携のもと料理教室等を開催し、地域の特産物・伝統食を知る機会を設けます。また、子ども自らが、安全な食材や食事を選ぶ力・自分で料理ができる力を養うため、食育活動を継続していきます。</p>	福祉 保健課
11 給食を通じた食に関する指導の充実	<p>保育所においては、友達や保育士とともに喜んで食べることが心と身体の栄養となるため、年齢や発達過程に応じて、食事の環境を様々に工夫し、明るく楽しい食事の場にするとともに、子どもが食材への関心を持つよう、玄関先の給食展示を実施します。</p> <p>小学校においては、食生活の大切さ、望ましい食習慣や、栄養、食文化についての知識などの普及を図ります。</p>	住民課 ・ 福祉 保健課 ・ 教育 委員会

施策2：小児医療の充実

子どもは、その発育過程において様々な病気を患います。また、事故その他アクシデントによるけがなどもあります。子どもの日常的・突発的に発症する病気・けがに対応する医療体制は、親が安心してすこやかな子育てをする上では欠かせない、重要な生活基盤のひとつです。

また、乳幼児は病気に対する抵抗力が弱く、さまざまな疾病にかかりやすいため、子どもの発育・発達の観察、育児についての相談、予防接種による感染症の予防など、日頃から身近な地域で継続的な医療が受けられる、かかりつけ医を確保することが重要です。

各家庭がかかりつけ医を持つことを積極的に推進していくとともに、安心して受診できる小児救急医療体制の整備及び情報提供について、県や近隣の市町村、医療関係機関との協力・連携のもと取り組むことが必要です。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 かかりつけ 医の普及	疾病の診断・治療や予防接種だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、併せて、育児に関する相談相手として育児不安の解消を図るかかりつけ医の普及を推進します。	福祉 保健課
2 小児救急医療 体制の整備	近隣の市町村、医療機関等と連携をとりながら、休日・夜間の救急医療体制の維持に努めます。	福祉 保健課

施策3：思春期保健対策の推進

第二次性徴期¹と呼ばれる思春期の子どもたちは、発達の過程で起こる心身のアンバランスから様々な問題が生じやすい時期にあります。性や異性にも興味や憧れを持ち始める時期でもあり、近年の社会環境の変化による情報の氾濫による性意識の変化や多様化が進んでいる中で、間違った性意識や安易な性行動に陥らないためには、正しい知識の普及が必要となります。さらに、たばこやアルコールといったものに関心を示すことも多いため、興味本位での摂取が成長期である自分の心や身体にどのような悪影響を及ぼすかを知るとともに、将来を見据えて、自らの健康について考えられるようにすることが重要となります。

また、精神面では不安定になりやすく、ストレスや悩みを一人で抱え込みがちになり、心身症、不登校、引きこもりなど思春期特有の心の問題も増加しています。

次代の親となる思春期の子どもたちが心身ともに健康に成長することができるよう心のケアを充実させるとともに、思春期の子どもに対する性や性感染症予防、喫煙・飲酒、薬物が及ぼす害について正しい知識の普及啓発・教育を行うとともに、思春期における心と身体の問題に関わる相談体制の充実を図るなど、心と身体の健康の大切さを育てる環境づくりが必要です。

¹ 第二次性徴期：思春期に出現する性の特徴で、男性の声変わり、筋骨の発達、女性の乳房の発達、月経の始まりなどの期

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 思春期のこ ころのケア に関する体 制の整備	<p>児童の悩み、不安の解消と不登校やいじめ等の生徒指導上の問題解決のために、児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを必要に応じて活用し、体制の充実を図ります。</p> <p>また、教職員の研修機会の充実、専門機関との連携等により、児童が抱えるこころの健康問題の早期発見に努めるとともに、教職員と保護者との連携体制を構築し、問題行動や非行防止に適切に対応します。</p>	教育 委員会
2 たばこ・ア ルコール・ 薬物に関す る教育の推 進	<p>学校の保健体育授業、道徳・特別活動の授業を通じて、喫煙や飲酒に関する正しい知識の普及と、薬物乱用を防止する教育を推進します。</p> <p>併せて、家庭での啓発と地域の協力を得て、地域ぐるみで未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止できるよう努めます。</p>	教育 委員会 ・ 福祉 保健課
3 性教育の推 進	<p>保健体育授業や道徳・特別活動等の授業を通じて、命の尊さについてより深い学習を行い、思春期の身体、性の成長発達や避妊、性感染症等についての正しい知識を普及する性教育指導の推進を図ります。</p>	教育 委員会



施策4：子どもを取り巻く有害環境及び犯罪被害対策の推進

情報・通信技術の進歩で、私たちの日常生活の中に急速に普及し、定着したインターネットや携帯電話、スマートフォン等により、膨大な情報に誰もが容易に接したり、発信したりできる環境となっています。その利便性や有用性は私たちに大きな恩恵を与える反面、青少年の人格形成に悪影響を及ぼすおそれのある情報や犯罪に巻き込まれる危険性のある情報が含まれていたり、いじめにつながるケースがあるなど、問題は年々深刻化しています。

子どもを有害情報から守るため、関係機関・団体、学校、家庭、地域住民が連携・協力しながら、安心して活用できる情報環境を整備していくことはもちろんのこと、子どもたちに対してソーシャルメディアを利用する際の危険性について啓発していくとともに、情報化社会に生きる子どもたちが情報を正しく評価し、識別できる能力を身につけ、有害情報等に適切に対応できるようにすることが重要であるため、情報モラル、情報リテラシー教育に取り組んでいくことが求められます。

また、子どもを取り巻く有害環境の浄化について、社会を明るくする運動も含め、積極的に取り組む必要があります。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 有害環境の 浄化	コンビニエンスストア等の販売店への指導等により、子どもを取り巻く有害環境の浄化を目指します。また、社会を明るくする運動の取り組みや、チラシ、ポスター、無許可看板等の有害環境対策、街頭パトロールによる飲酒や喫煙防止、シンナーなどの薬物使用の防止等非行対策など、地域ぐるみで子どもを守り、健全な育成を行う実践活動を展開します。	教育 委員会
2 情報モラ ル・情報リ テラシー教 育の推進	子ども自身がインターネット、携帯電話、スマートフォン等の有害情報から身を守ることができるよう、小学校でインターネット等の正しい利用方法など、情報モラル・情報リテラシー教育を推進します。	教育 委員会
3 地域安全情 報の提供、 共有化	子どもを犯罪等の被害から守るため、保護者や学校の教職員等へ、犯罪の発生状況や不審者の目撃情報等を提供し、地域安全情報の共有化に取り組みます。 また、富士吉田警察署及び鳴沢駐在所を拠点とした防犯対策の強化に努めていきます。	総務課 ・ 教育 委員会



基本目標2 ゆとりを実現する子育て支援

施策1：保育サービスの充実

近年、女性の社会進出が大きく進み、また出産後も働くことを選択する女性が増え、共働き家庭が一般化してきました。本村では、子育て世代となる30歳代、40歳代の女性の就労率が7割以上と高く、40歳代では8割近くとなっています。人生100年時代において、女性の就業は今後も増える見込まれており、保育サービスへの利用ニーズは増加することが想定されます。さらに就労形態の多様化や保護者意識の変化等を背景に、子育て事情は家庭によって様々で、求められる保育の形も多様化しています。ニーズ調査では、保育士の満足度が高い結果が出ており、第1期の取り組み効果が見られますが、今後も、子どもの状況にあった保育及び家庭のニーズを適宜捉えながら、保護者が安心して子どもを預けられるよう保育サービスの質や保育所の運営面での向上を図る必要があります。

また、ニーズ調査結果でも見られるとおり、本村在住の子どものはほとんどは、鳴沢保育所に通い、鳴沢小学校へ進学します。幼いころからの顔見知り小学校へ入学するため、また、保育所と小学校の所在地が近距離にあることから、他地域に比べ、連携が取れており、新しい環境や友達に慣れずに落ち着かない状況が続く、いわゆる「小1プロブレム」は少ない状況にあるものの、今後も地域に開かれ、かつ地域に支えられ、地域の皆で子どもたちを育てていく意識を持った地域密着型の保育所づくりを進める必要があります。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 要保育児童数に見合った受入れ体制の確保	今後の児童数の推移やニーズ等を踏まえ、保育所の受入れ定員の確保を図ります。 適切な保育士数の確保に努め、保育所の入所条件についても適宜見直しを図ります。	住民課
2 多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保護者の就労状況等を適宜把握しながら、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。 現状の保育体制の継続を基本に、保護者の新たなニーズを把握しながら、より利用しやすい保育所サービスの充実に努めます。	住民課
3 保育サービスの質の向上	保育サービスの向上を図るため、保育所職員に対する研修を充実させ、資質の向上を図ります。また、保育士等による小学校の授業参観、小学校教師による保育施設の保育参観等を行い、切れ目のない支援が確立できるよう努めます。	住民課

項目	事業の概要	担当課
4 地域に関わられた保育所の構築	核家族化の進行等により地域とのつながりが希薄化していることから、子育てが孤立化しないよう、定常的な育児相談、世代間交流事業、異年齢児交流事業などの推進を図ります。 入園前の子どもを対象に地域行事の会場として利用するなど、地域密着型の保育所づくりを進めます。	住民課

施策2：子育ての不安や悩みの解消

核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域における人と人のつながりの希薄化などにより、近隣に相談できる仲間や頼れる人が少ないことにより、子育てや育児に関する不安や悩みを抱え、負担を感じる人が増えています。本村でも核家族化の進行が見られ、また子育て世帯の移住者は、近隣に知人・友人がいない状態が想定されるため、「孤立化」が懸念されます。

さらに、近年はソーシャルメディアの普及により多くの情報が簡単に得られることで、かえって情報過多による親の育児不安を引き起こす恐れも出ています。正しい知識やノウハウを得るために、また子育て不安解消のために、相談しやすい体制の充実に取り組むことで、精神的なゆとりをもたらす手助けをすることが重要です。本村では引き続き、気軽に相談しやすい環境づくりを進めるなど、相談・支援体制の充実を図るとともに、子育て中の親子が互いに交流できる場、仲間づくりにつながる場づくりを推進します。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 子育て相談、情報提供の充実	保育所や保健センター等の機能を充実し、身近な相談体制の充実を図り、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うとともに、子育て支援に関する情報提供に努めます。 新生児訪問時に相談窓口を紹介し、気軽に積極的に活用できる仕組みづくりを推進します。	福祉 保健課 ・ 住民課
2 親同士のコミュニケーションによる不安や悩みの解消	子育てをしている保護者が集まり、話し合いや各種活動を通じて、連帯感を高め、悩みを分かち合い育児不安を解消できる場として、子育てサークル等の活性化を図ります。また、ボランティアとして子育て経験者である中高年者や高齢者への参加を今後も引き続き依頼し、地域ぐるみで子育てを支える活動へと発展させていきます。	福祉 保健課

施策3：地域における子育て支援サービスの充実

核家族化、共働き家庭の増加、地域における人と人とのつながりの希薄化、少子化が進行する中で、次代を担う子どもたちを健やかに育むためには、すべての子どもは「本村の子ども」という認識を持ち、地域において子どもを見守る環境づくりが必要です。村民が子どもたちを「本村の子ども」として支えるためには、子どもを持つ親はもちろん、地域住民が積極的に参加し、それぞれの「顔が見える関係」を築くことが重要となりますが、本村は、近年移住者も増加傾向にあり、以前のような「誰もが顔見知り」といった関係ではなくなっています。そのため、村内の施設や遊学館を活動拠点として村民に提供し、安心して集まれる身近な場所づくりに取り組むとともに、子育てに関するボランティア、子育てサークル等の育成や活動支援を充実させ、地域の皆が関わり合い、助け合う相互扶助活動の推進に努めます。

また、本村では、遊学館を放課後の居場所として、小学生に開放しています。その一環として放課後児童クラブ事業も実施しており、両親共働きの如何に関わらず子どもを受け入れているため、皆が分け隔てなく過ごせる場所として、ニーズ調査結果からも一定の評価が見られます。さらに遊学館での習い事の実施等のニーズもあることから、現在行っている趣味の教室等の拡大・充実に努めます。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 住民の子育て支援活動の拠点整備	遊学館、保育所を活用し、子育てサークル等に対し活動拠点としての場を提供します。	住民課 ・ 教育委員会
2 遊学館の充実	就学前児童とその保護者が平日の昼間に過ごせる場として、また、小学生が放課後過ごす場として、引き続き遊学館を拠点とした親子のふれ合いの場所づくり、子どもの居場所づくりに努めます。	教育委員会



施策4：経済的支援の充実

若い世代の人たちにとって、子育てに関する費用負担が重くなるほど、育児への負担感を増加させ、ひいては少子化の大きな一因になっていると考えられています。

安心して出産でき、子育てがしやすい社会にするために「子育て費用の軽減・支援」が求められています。本村でもこれまで、出産祝金、チャイルドシート購入補助、児童手当、子ども医療費の補助対象の拡大、三世代世帯の同居・近居にかかる住宅取得補助等、子育て家庭への経済的支援施策を実施していますが、今後も情報の更なる周知に努めるとともに、経済的な支援策について適宜検討し、充実を図ります。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 保育料等の 優遇	<p>多子世帯や低所得者世帯などの保育料負担の減免を図るとともに、今後拡大していく保育サービスに伴う必要経費の負担のあり方を検討し、保育料の適正化に努めます。</p> <p>国の幼児教育・保育の無償化に合わせ、本村独自の取組として従来の主食代の無償化に加え、副食費（おかず・おやつ代）についても無償化を実施します。</p>	住民課
2 チャイルド シート購入 費の補助	<p>交通安全対策は元より、少子化対策の一環として、今後もチャイルドシートの購入費補助を行うとともに、事業の周知徹底に努め、利用者の拡大を図ります。</p>	住民課
3 各種制度の 継続的実施 と周知徹底	<p>出産祝金、児童手当、子ども医療費助成などによる子育て中の家庭の経済的負担軽減を図ります。また、制度を周知・勧奨し、利用者の拡大に努めます。</p> <p>子ども医療費助成に関しては、対象者を出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの支援を継続して実施します。また、平成31年4月に始まった三世代世帯の同居・近居のための住宅取得、改修工事等への補助金についても、引き続き実施していきます。</p>	福祉 保健課 ・ 住民課



基本目標3 要保護児童へのきめ細やかな取り組み

施策1：子どもの人権に関する意識啓発

「子どもの権利条約」は、18歳未満すべての子どもの基本的人権を保障することを目的に、1989年に国連で採択されました。この条約では、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という4つの権利を定め、“子どもの最善の利益”の確保、すなわち、子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものに決めるということが大人の義務としてうたわれています。

この条約の理念に基づき、子どもの権利が尊重される社会環境の体制づくりを進めていきます。思いやりの心をもって子どもの人格を尊重しながら、今後も、子どもの人権を尊重できる社会づくりに向けて、普及活動に取り組む必要があります。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 子どもの人権に関する意識啓発	人権擁護委員等による学校・保育所訪問（年3回程度）や、子どもたちへの人権啓発グッズの配布（年1回）を行うとともに、人権相談所の設置を行うなど、住民の意識の向上を図り、子どもが社会の一員として尊重されるよう努めます。	住民課

施策2：子どもへの虐待防止対策の充実

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであるとの認識のもと、2000年に「児童虐待防止法」が施行され、その後2004年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきました。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、深刻化しています。このような近年の児童虐待の社会問題化を背景に、国は2019年6月に児童虐待防止法等を改正し、児童相談所の体制強化と併せ、親による体罰の禁止を盛り込むなど、対応を続けています。

本村では、児童虐待の相談件数は横ばいで推移していますが、困難事例は増加しています。児童虐待の防止や早期発見には、住民の協力も重要になることから、虐待を発見した際にためらわずに通報できるよう、住民を対象にした講演会等の実施により住民一人ひとりに関心と理解を深めてもらう取り組みが必要です。また、各種相談等を活用し、保護者に対する適切な助言・指導を行い、虐待の未然防止に努めます。さらに、保護者が育児に追い込まれて虐待に至るケースもあることから、一人で抱え込むことのないよう、相談機能の充実が必要です。児童相談所をはじめ、保育所、学校、医療機関、警察など関係機関が連携を図り、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアにいたるまで、切れ目のない総合的な支援に努めます。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 児童虐待に関する啓発活動の推進	<p>児童虐待についての知識や理解を深め、よりの確な対応・連携を図るため、関係機関の職員を対象にした定期的な研修を行います。</p> <p>また、児童虐待の防止や早期発見に向け、住民を対象にした講演会等の啓発活動を積極的に行い、研修会などを実施し、児童虐待に対しての地域全体での意識向上を図ります。</p>	福祉 保健課
2 相談機能の充実	<p>児童虐待に関する相談について、子育て支援事業による各種相談等を活用し、保護者に対する適切な助言・指導を行い、虐待の未然防止に努めます。</p>	福祉 保健課
3 関係機関等の連携	<p>虐待防止等対策地域連絡協議会及び実務者会議の体制を強化し、関係機関と継続して連携を図りながら、実務者会議等を継続して実施し、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもの保護を図ります。</p>	福祉 保健課 ・ 住民課 ・ 教育 委員会
4 児童虐待の通報先の広報	<p>児童虐待についての村民の認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先（役場、保育所、学校、遊学館等）などに関する広報・啓発を継続的に行います。</p>	福祉 保健課 ・ 住民課 ・ 教育 委員会
5 育児不安を抱える家庭への支援	<p>育児に対する不安や養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、虐待の兆候の早期発見、発生予防等に努めます。</p> <p>また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。</p>	福祉 保健課
6 地域における見守り体制の充実	<p>常日頃から、近隣住民が子どもの様子に気を配ることによって、児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、子育てサークル活動や地域での交流等を支援することにより、身近な人々がお互いに情報交換できる機会を拡充します。</p> <p>また、民生児童委員や保育所はもちろん、地域における協力・連絡体制を強化することで、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。</p>	福祉 保健課 ・ 住民課

施策3：支援や配慮を必要とする家庭・子どもへの施策の充実

本村では移住者が増えています。移住者は、退職後の65歳以上が多いものの、子育て世帯の移住もある程度見受けられます。また、全国的に国際結婚も増加している中、本村でも今後、国際結婚による家庭が今よりも増える可能性があります。本村での生活に慣れ、子どもも保護者も生き生きと過ごせるよう、相談、サポート体制を充実させることが重要です。

また近年は全国的に離婚件数、離婚率が増加傾向にあり、ひとり親家庭が増加しています。本村では離婚率は近年減少傾向にありますが、万が一、ひとり親になった場合にも、子どもも保護者も安心して日常生活を送れる体制が構築・充実していることが重要となります。

ひとり親家庭が抱える経済的、精神的負担に対して、相談できる機関（人）を身近に置くことで必要なサポートが安心して受けられるよう配慮するとともに、ひとり親家庭への総合的な支援の充実を図ります。本村においては、世帯数そのものは多くありませんが、実態を的確に把握し、生活の安定が図れるよう支援を推進していく必要があります。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 相談事業の 充実	子育て世帯の移住者や、国際結婚の家庭などへ、民生児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談員による相談事業の広報を行うとともに、相談活動の充実を図ります。	福祉 保健課 ・ 住民課 ・ 総務課
2 生活支援の 充実	児童扶養手当、医療費助成事業及び母子・寡婦福祉資金貸付制度の活用など、各種援護事業を推進するとともに、実態に即した家庭支援サービスを推進し、生活を引き続き支援します。	福祉 保健課

施策4 障害・発達に不安のある児童への施策の充実

障害や発達に遅れのある子どもが健やかに成長していくために、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じたきめ細やかな支援を一貫して行っていくことが重要です。

できる限り早期に、適切な対応をすることにより、障害を軽減したり、運動機能を回復したり、社会的な自立が可能となります。そのため、健康診査等の充実などにより障害の予防と早期発見に努めるとともに、発達の遅れや障害が発見された子どもとその保護者に対する適切な医療や相談・指導など支援体制の充実を図り、子どもにとってより良い方向へ導いていけるような仕組みづくりを関係機関が一体となって進めていくことが重要です。

また、障害のある子どももいない子どもも、ともに個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせるよう、障害のある子どもの受け入れ推進など教育的支援の充実に努

めるとともに、生活支援サービスの一層の拡充を図るなど、地域社会の中で充実した生活を送ることができるよう支援することが必要です。

さらに将来、地域において自立した生活を送るうえで、職業を持つことの意義は極めて大きいと考えられることから、学校卒業後については、社会人へ移行するための適切な支援が必要です。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 相談・指導・療育体制の充実	妊婦一般健康診査や乳幼児健康診査の充実により、障害の早期発見に努めるとともに、医療機関等の関係機関や保育所とも連携をとり情報交換を行い、障害のある子ども及び発達に不安があると思われる子どもを対象に、引き続き専門的な相談の機会をつくっていきます。	福祉保健課
2 障害のある乳幼児への保育の拡充	保育所において、集団生活が可能な障害のある乳幼児の受け入れ体制を整備し、また、専門知識を持つ職員の人材育成に努めます。	住民課
3 障害のある乳幼児への生活支援	障害のある子どもとその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るため、ニーズを把握しながら、障害福祉サービスを提供するとともに、情報の周知及び相談体制の整備を行います。 また、家庭間の交流、情報交換の機会を設け、地域の中で安心して暮らしていけるよう心のバリアフリーに努めます。	福祉保健課
4 障害のある児童への就学支援	障害のある児童に適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学校や特別支援学級の就学相談体制を整備し、その児童に適した就学が行えるように努めます。	福祉保健課 ・ 教育委員会 ・ 住民課
5 障害のある児童への就業支援	現在、本村には障害者就業に関する受け入れ施設はありませんが、障害者への支援体制の構築について協議を行う富士北麓圏域障害者自立支援協議会において、障害のある児童が地域の中で自立した生活を確保できるよう協議します。	福祉保健課



基本目標4 心身ともにたくましい人づくり、親づくり

施策1：次代の親の育成

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等に伴い、成長過程において乳幼児とのふれあいの経験がないまま大人になり、自分が家庭を持った際に、子どもにどう接したらいいのか分からないなど基本的な育児に不安を感じてしまう親が増加しています。

子どもは将来、家庭を築き、子どもを生み育て、次代の社会を支える重要な役目を担っています。思春期の子どもたちが次世代の親として成長するための母性・父性を養い、男女が協力して家庭を築くことの大切さ、生命の尊さ、基本的な生活について考えたりできるように、子どもを生み育てることの意義などについて理解できるように、また親となって戸惑うことのないように、乳幼児とふれあう機会をつくる必要となっています。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 学校教育や生涯学習などを通じた母性・父性意識の育成	学校教育や生涯学習などにおいて家庭教育の重要性を継続して周知・啓発し、様々な機会を通して、子どもたちが自分の生き方について深く考えるよう指導を行うとともに、子育ての基本的な考え方や楽しさ、男女が協力して家庭を築くことの意義、大切さをくり返し啓発していきます。	教育委員会
2 中学・高校生と乳幼児のふれあい体験の推進	中学・高校生が母性や父性を養う契機となるよう、保育所での育児ボランティア活動等、乳幼児と「ふれあい体験」をする機会を提供します。	住民課

施策2：家庭教育の充実

家庭教育とは、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身につけさせるためのしつけを行うなど、人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。こうした中で、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、不安や悩みを持ち、自分の子育てに自信が持てない親が増加しています。また、親と子どもの会話時間の減少や教育に無関心な親がいる一方で、子どもに対して過保護、過干渉になる親もみられます。

子どもの人格形成の原点は家庭にあります。幼児期から生活習慣を身に付けさせ、また、親が親として学び育つための支援が必要です。親が家庭における教育の持つ社会的な役割の認識を深めるなど、家庭の教育力を高められるよう家庭教育に関する学習機会を充実させるとともに、子育てに関する負担感や悩みを軽減できる相談体制の整備も必要となります。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 家庭教育に関する学習 機会の充実	<p>「親づくり」を目的として、家庭教育に関する様々な情報提供に努め、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制づくりを推進します。</p> <p>母親だけでなく父親も、また祖父母も家族ぐるみで子どもの成長を応援できるように、保育所や小学校における祖父母とふれあう行事の充実と父親の学習機会の創出に取り組み、家庭教育の重要性を継続して周知・啓発し、家庭教育に活かしていけるように努めます。家庭教育事業として活動場所を提供します。</p>	教育委員会 ・ 住民課
2 親子のふれ あい事業の 充実	<p>遊学館のスタッフや育児ボランティアと連携をとり、新生児訪問時にちびっ子サロンへの参加呼びかけを行うなどして、引き続き、ちびっ子サロンの充実を図り、親子のふれあいの場を今後も継続して実施し、提供します。</p> <p>また、体験活動を中心とした親子のふれあいの機会づくりに努め、生きていく知恵と工夫を身につけます。</p>	教育委員会 ・ 福祉保健課

施策3：子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育の充実

情報化、グローバル化、価値観の多様化など大きく変化していく社会を生きる子どもたちには、自ら課題を見つけ、学び、考えるといった「生きる力」を育むことが重要です。本村の小学校は1学年が20～30人程度であり、少人数を生かした教育が可能な規模となっています。学校教育の質を高め、少人数ならではの一人ひとりに対応したきめ細かい指導による確かな学力の向上を目指すとともに、豊かなところと健康な体の育成に取り組めます。

また、子どもの教育環境をよりよいものとするため、学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを進めるとともに、不審者対策など学校の防犯体制を強化し、地域住民に身近で、親子が安心できる場となるよう、安全な学校づくりを推進します。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 確かな学力 の向上	<p>少人数授業や総合的な学習の時間、外部人材の活用などによる多様な教育プログラムを積極的に取り入れることなどにより、小・中・高学年の各段階に応じた教育の一層の充実や児童一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導を進め、知識の向上を図るとともに、子どもが自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、問題を解決していける能力を育みます。また、国・県に対して、少人数指導が充実できるよう、引き続き要望していきます。</p>	教育委員会

項目	事業の概要	担当課
2 豊かなこころの育成	学校教育全体における道德教育の重要性を踏まえ、学校や地域などと連携・相互理解しながら推進し、道德の時間の充実はもとより、地域との連携による奉仕活動、あいさつ運動などについても積極的な取り組みを進め、社会性や規範意識が高く、郷土愛に満ちた豊かなこころを育みます。	教育委員会
3 信頼される学校づくり	開かれた学校として、学校と家庭、地域社会とが十分に連携を図り、学校の創意工夫を生かした教育活動が一層展開できるようにするとともに、自己評価等を実施し、学校運営の改善・充実に努めます。 また、学校において、不審者対策をはじめとする防犯に関するマニュアルの活用や、講習会の開催、研修等を実施し、学校における安全管理体制の整備を図ります。	教育委員会

施策4：地域の教育力の向上

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、地域の大人たちが子どもを叱らなくなるなど、子どもを地域で育てる力が低下してきています。地域社会は子どもにとって、他者とふれ合ったり、さまざまな体験を通して社会人として必要なルールや知識を身につける場であり、家庭や学校とは違う人間関係や社会秩序を形成する重要な役割を持っています。思春期の子どもたちが、次世代を健全に生み育てられるよう、人や自然などとの直接体験の中で生きる力を身に着けることができるような、場と機会の提供が必要とされています。

子どもや子育てに対する理解と関心を深めてもらうための取り組みを進めるとともに、地域の人材及び教育的資源を活かしながら子どもたちの活動の場を広げ、社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めていく必要があります。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 地域における子育て意識の啓発	地域住民が集まる行事などあらゆる機会を通じ、地域社会全体が子どもや子育てについて関心を高め、問題への理解を深められるよう努めるとともに、行政や教育機関、地域が一体となった取り組みを推進し、社会的支援の必要性をアピールします。	教育委員会 ・ 住民課
2 地域の人材の活用・育成	地域の実情を把握している民生児童委員の協力を得て、子育て・親育て支援に関わりたいという人たちのネットワーク化を図ります。 また、子育て中の親の地域活動等への参加をサポートする育児ボランティアや、地域ぐるみの各種実践活動のリーダー、子ども会活動等に関わるジュニアリーダーなどの養成を継続して行います。	教育委員会 ・ 住民課 ・ 福祉保健課

項目	事業の概要	担当課
3 子育て関連 機関の連携 強化	地域ぐるみの教育活動においては、今後もさらに、行政をはじめとして、保育所、学校、その他の関係機関が専門的分野のノウハウの情報交換や共有を行い、関係機関の連絡を密にして行く必要があります。実践者レベルの連携が不可欠です。関係機関同士の情報交換を綿密に行い、連携・協力を強化していきます。	教育 委員会 ・ 住民課
4 地域ぐるみ で子どもを 育てる活動 の推進	家庭・学校・地域が連携を図り、本村の恵まれた自然環境を活かした自然体験、環境保全活動等のボランティア体験、職場体験等、各種地域体験学習や、中学生と幼児、小学生と高齢者等の世代間交流を推進し、各種実施されている事業を継続的に実施していきます。	教育 委員会 ・ 住民課 ・ 福祉 保健課
5 地域におけ るスポーツ 活動の推進	子どもがスポーツに親しむことで主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、地域でのスポーツクラブ活動、スポーツ少年団、各種スポーツイベントの開催支援など、様々な取り組みに対して支援を行います。	教育 委員会
6 地域におけ る文化活動 の推進	子どもたちが様々な文化的イベントを通して芸術・文化に接する機会や、様々な人と交流し、体験しながら豊かな感性や創造性を育む機会を提供します。 また、子どもたちの文化活動に対して練習や発表の場・機会を提供し、その振興を図ります。	教育 委員会
7 多様な企 画・参加型 の体験学習 の推進	子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやることや豊かな人間性を育てていくため、本村の豊かな自然や伝統文化などを活用して、自ら主体的に新たな課題を発見し、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する資質、能力を育てる企画・参加型の体験学習（子どもチャレンジ教室）を提供し、教室内容の再考や、参加者児童への周知などさらに進めていきます。 また、企画・参加型学習において、役割を果たし、活動の中心としてふさわしい資質を持った少年リーダーを育成するように努めます。	教育 委員会



基本目標5 子育てにやさしい生活環境の整備と子どもの安全の確保

施策1：安全・安心な環境整備

安全で快適に暮らせる環境は、子どもがのびのびと育ち、ひいては親が子どもを安心して生み育てられる環境づくりへの第一歩であるといえます。小さな子どもを連れての外出には、不便さや危険を伴うことが少なくありません。このような心配から、出かけられる場所が限られたり、行動範囲が狭くなりがちになり、それがストレスとなって外出機会を減らし、孤立につながる可能性もあります。

子どもや子どもを連れた親の視点に立った快適で安全な道路環境の整備に努めるとともに、多くの人が集まる公共施設等におけるバリアフリー化に取り組むなど、子どもを連れて気軽に出かけられることができる生活環境を整備する必要があります。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 安全な道路 交通環境の 整備	子どもや子ども連れの親が安全・安心に通行することができるよう、特に通学路と学校・保育所付近の交通安全意識啓発の看板や標識・カーブミラー等の交通安全施設の設置及び道路環境の整備を図ります。	企画課
2 公共施設の バリアフリ ー化	村役場、総合センター等、子どもや乳幼児連れの人が利用する公共施設においては、利用状況により、段差の解消や危険防止のための手すりの設置など、今後は、誰でも利用しやすい施設のバリアフリー化を含めた新庁舎等の建築を検討していきます。	総務課 ・ 教育 委員会
3 地域の自主 防犯活動の 推進	地域や関係機関等との連携のもと、犯罪防止対策の充実に努めます。	総務課
4 防犯灯の設 置	通学路や公園を中心に、設置が必要だと思われる箇所に防犯灯・街灯を計画的に設置していきます。	住民課 ・ 教育 委員会

施策2：屋内外の遊び場の整備と有効活用

子どもは遊びによって成長します。遊びは、運動能力を高めるとともに、興味や好奇心を高め、知的な発達を促進します。また、感覚を働かせ想像力、表現力を身に付けたり、社会性を学び、自発性・自主性を養うといった意義を持っています。

しかし、近年の少子化やライフスタイルの変化によって、自然に恵まれた本村においても、子どもの集団遊びや外遊びの機会が減ってきています。

また、ニーズ調査においては、公園等の屋外の遊び場、雨の日等に遊べる屋内の遊び場を求める声や、小さな子どもがいる家庭の交流の場の充実を求める声が出ています。

本村の公園が知られていない等の可能性もあることから、屋内、屋外にかかわらず、既存の公園・施設を整備し、有効利用に努めるとともに、子どもや様々な層が楽しめる施設づくりを進める必要があります。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 屋外の遊び場の整備	現在村内には8か所の公園・広場があり、今後とも子どもの遊び場としての整備・有効利用に努めます。整備にあたっては、妊婦や乳児連れの親の散策に適している公園、乳幼児が楽しめる公園、小学生がボール遊びなどをできる公園等、子どもや様々な層が楽しめる施設づくりに留意するとともに、防犯灯の設置等、犯罪防止に配慮した環境整備を計画的に進めます。また、安全に利用してもらうため、継続的に広場の維持管理（遊具点検含む）に努めます。	住民課 ・ 総務課 ・ 振興課
2 屋内の遊び場の整備	子どもたちが気軽に遊べ、また、親同士も気軽に集まれる屋内の場所を確保するため、遊学館を中心に既存施設の有効利用を図ります。	住民課 ・ 教育委員会

施策3：子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通安全を確保するためには、小さいうちから、具体的に道路での危険な行動や交通ルール・マナーについて繰り返し教え、自分自身で危険なことの判断や、なぜ交通ルールやマナーを守ることが大切なのかを理解させ、「自分の命は自分で守る」ことを身に付けさせることが重要です。子どもの成長段階に応じた、また地域の実情に応じた交通安全教育に継続的に取り組むとともに、大人が見本となるよう、率先して交通ルールを守ることがもちろん、地域住民が一体となって交通安全意識を高めていくことが必要です。また、交通安全教育やチャイルドシートの正しい使用方法の普及を図り、交通事故防止の意識啓発に努めます。

<具体的な取組>

項目	事業の概要	担当課
1 交通安全意識の啓発・高揚	子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校等関係機関が連携、協力体制を強化するとともに、子どもや子育て家庭等を対象とした参加体験型の交通安全教室を実施し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。	企画課 ・ 住民課 ・ 教育委員会 ・ 振興課

第6章 子ども・子育て支援事業に係る量 の見込み及び確保の方策等

1. 子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

(2) 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、区域を設定しました。

(3) 鳴沢村における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、本村では、学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、第1期に引き続き村内全域（1区域）に設定します。

教育・保育提供区域（基本型） 地域子ども・子育て支援事業提供区域
鳴沢村内全域



2. 量の見込みと確保方策について

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービス量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、施設における確保の方策と実施時期を設定します。

(1) 教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）

令和元年度時点で特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）は村内に無く、他市町村へ通っている状況ですが、量の見込みでは、令和2年度より1号認定の見込みが2人、2号認定（学校教育希望）が1人の計3人となっています。今後も周辺市町村と連携を図りながら確保をしていきます。

量の見込みと確保方策

単位：人

単位（人）		実績値	見込み				
		平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	利用者推計総数	4	3	3	3	3	3
	1号認定	4	2	2	2	2	2
	2号認定 (学校教育希望)	1	1	1	1	1	1
確 保 方 策	幼稚園	-	周辺市町村と連携して確保				
	認定子ども園	-					
	認定を受けない 幼稚園	-					

(2) 教育・保育施設（保育所・認定子ども園）

令和元年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は村内に1か所あり、3～5歳児の定員が120人となっています。量の見込みでは令和2年度から令和6年度まで、93～95人でとなっており、受け入れ可能となっています。

量の見込みと確保方策

単位：人

	認定区分	実績値	見込値					
		平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量 の 見 込 み	利用者推計総数	87	93	93	95	95	95	
	2号認定	62	60	60	62	62	62	
	3号 認 定	合計	25	33	33	33	33	33
		0歳児	3	5	5	5	5	5
		1、2歳児	22	28	28	28	28	28
確 保 方 策	提供総数	120	120	120	120	120	120	
	2号認定	78	78	78	78	78	78	
	3号 認 定	合計	42	42	42	42	42	42
		0歳児	6	6	6	6	6	6
		1、2歳児	36	36	36	36	36	36

※実績値は平成31年4月1日現在

(3) 地域型保育事業

本村では、対応する事業を実施する予定はありません。

(4) 認可外保育施設

本村では、対応する事業を実施する予定はありません。

(5) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や放課後児童クラブ等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談に応じ相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本村では、1か所開設しています。

	平成31年度 (令和元年度) (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(6) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では、村内1か所で子育て家庭の交流や育児相談を目的とした「ちびっ子サロン」等を地域子育て支援拠点事業として位置付け、事業の拡充を図っていきます。また、見込量については過去5年間の実績値が72～146人であることなども考慮し、150人としています。

	平成31年度 (令和元年度) (実績値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	146人/回	150人/回	150人/回	150人/回	150人/回	150人/回
確保方策	150人/回	150人/回	150人/回	150人/回	150人/回	150人/回
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(7) 妊婦相談事業

妊婦を対象に、保健師が妊娠・出産・育児についての相談訪問等を行っています。

	平成 31 年度 (令和元年度) (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年
確保方策	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年

※妊婦健診事業は 280 回/年を見込む

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ、地域の中で子どもを健やかに育てられる環境整備を図ります。

	平成 31 年度 (令和元年度) (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	10 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年
確保方策	10 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年	20 人/年



(9) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。本村では対象者はいませんが、養育支援の必要性に応じて、実施していく予定です。

	平成 31 年度 (令和元年度) (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年
確保方策	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年

(10) 一時預かり保育事業（幼稚園）

一時預かり保育事業（幼稚園）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園において、一時的に預かりが必要な保育を行う事業です。本村では、幼稚園がなく実施していません。

(11) 一時預かり保育事業（保育所）

一時預かり保育事業（保育所）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所において、一時的に預かりが必要な保育を行う事業です。本村では、事業は実施しておらず、今後も事業実施の予定がないため、量の見込みは0人としています。

社会福祉協議会で、月1回、未満児を2～3時間預かる「託児サロン」を実施しているため、今後も連携しながら子育て中の保護者を支援していきます。

	平成 31 年度 (令和元年度) (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年
確保方策	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年

(12) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、夜間の必要な保護を行う事業です。本村では、現在、事業は行っていません。また、ニーズ調査でも子どもを泊りがけで家族以外の人に預けた割合は1割未満であり、そのうち9割は親族・知人に見てもらえる状況があることから、当面実施しないこととします。

(13) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、宿泊を伴って必要な保護を行う事業です。本村では、現在、事業は行っていません。また、ニーズ調査でも、上記のとおり、子どもを泊りがけで家族以外の人に預けた割合は1割未満であり、そのうち9割は親族・知人に見てもらえる状況があることから、当面実施しないこととします。

(14) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本村では、体制整備が難しいことから事業は実施していません。しかし、ニーズ調査では、利用希望が増えていくことから、今後、方策について検討していきます。

(15) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。本村では、独自には事業は行っていないが、県内全域で病児保育施設の利用が可能となっています。ニーズ調査では、未就学児において利用要望が増えていますが、本村には当該施設等がなく体制を整えることが不可能であるため、見込みは0人としていますが、要望があった場合は、県内施設を紹介するなどして対応をしていきます。

	平成 31 年度 (令和元年度) (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年
確保方策	県内の病児・病後児施設を紹介					

(16) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、通常の保育の時間（8 時間）を超えて、保育が必要な子どもを保育する事業です。本村では保護者のニーズに応じて実施していきます。

	平成 31 年度 (令和元年度) (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	33 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年	40 人/年
確保方策	33 人/年	22 人/年	22 人/年	23 人/年	23 人/年	23 人/年



(17) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後の遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本村では一定の利用希望があり、ニーズ調査においても満足度が高い事業となっています。

		平成 31 年度 (令和元年度) (実績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の 見込み	1 年生	12 人	13 人	12 人	13 人	11 人	10 人
	2 年生	14 人	12 人	12 人	12 人	11 人	10 人
	3 年生	7 人	10 人	9 人	9 人	9 人	9 人
	4 年生	12 人	8 人	7 人	7 人	6 人	5 人
	5 年生	5 人	6 人	6 人	6 人	5 人	4 人
	6 年生	3 人	5 人	5 人	5 人	5 人	4 人
	合計	53 人	54 人	51 人	52 人	47 人	42 人
確保 方策	利用定員数	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人
	施設数	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所

3. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の連携の推進方策について

国の基本指針等を踏まえて、教育・保育を一体的に提供する体制を検討する必要があります。本村では、令和元年度時点で、認定子ども園や地域型保育事業等の該当施設はありませんが、今後、保護者の就労状況等、必要に応じて対応を検討します。

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の周知

本計画は、「自然とゆとりのなか 子と親の笑顔をはぐくむむら なるさわ」の基本理念のとおり、富士山の麓で美しい景色や美味しい水といった豊かな自然のなか、皆が手を取り合い助け合って子どもを慈しみ、見守り、子どもの笑顔を引き出す計画です。子どもの笑顔は親、そして村民全員の笑顔へとつながります。この計画の遂行するためには、保護者、学校、地域住民の参加、協力が不可欠です。

積極的な計画推進につなげるため、ホームページへの掲載、概要版の作成・配布等を行い、計画の周知に取り組みます。

2. 計画の推進体制

第2期 鳴沢村子ども・子育て支援事業計画を、計画的、効果的に実施するために、策定後の事業実施の状況の評価・検証を行い、社会構造の変化等、必要に応じて改善に向けた動きがとれるような形で推進していきます。



3. 推進状況の公表

本計画で示した事業・施策の実施状況等を、広報紙やホームページ等を活用して、住民に分かりやすい形で継続的に公表します。

4. 住民意見の収集

住民の意見を積極的に計画へ反映させるため、村のホームページを活用したり、村役場、保健センター、保育所、遊学館等で用紙を配布して、幅広く意見を公募します。

資料編

鳴沢村子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、鳴沢村子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 鳴沢村子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援事業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係団体の職員
- (5) その他村長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

(訓令の廃止)

鳴沢村保育所運営協議会設置・運営要綱（平成25年8月1日訓令第16号）は廃止する。

第2期 鳴沢村子ども・子育て会議委員名簿（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
渡辺 伸一	鳴沢村教育長	会 長
三浦 雄一郎	総務教育厚生常任委員長	
渡辺 宗司	総務教育厚生常任副委員長	
渡辺 厚子	鳴沢小学校校長	
天野 明子	鳴沢保育所所長	
渡辺 成子	主任児童委員	
渡辺 幸志	遊学館指導員	
渡辺 由人	鳴沢小学校PTA会長	
渡辺 栄一	鳴沢保育所保護者会長	

計画策定経緯

年月日	項目	主な内容
平成 30 年 12 月 6 日 ～12 月 21 日	第 2 期 子ども・子育て支 援事業計画策定に関する アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学児（未就園児・就園児）調 査 ・ 小学生調査
令和元年 11 月 11 日	第 1 回鳴沢村 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の骨子（施策体系案・構成 案）について ・ 量の見込み、確保方策（目標事業量 について ・ 今後のスケジュールについて
令和 2 年 2 月 12 日	第 2 回鳴沢村 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について
令和 2 年 2 月 25 日 ～ 3 月 2 日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について、村民意見の公募

第2期
鳴沢村子ども・子育て
支援事業計画

印刷・発行 令和2年3月
鳴沢村 住民課
〒401-0398
山梨県南都留郡鳴沢村 1575
TEL : 0555-85-3082
FAX : 0555-85-2461

